

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>マイナンバー情報連携システム上は、生業扶助により就学等している者(以下、「生徒」という)を明確化できるよう、基本的には生徒が個人単位で登録されているものと承知している。このため、生徒本人のマイナンバーを合わせて取得することにより、現行においてもマイナンバーを利用した情報連携が可能である。</p> <p>一方で、奨学給付金制度においては、親権者である保護者等(保護者等がない場合は主たる生計維持者等)の課税状況を確認することになっているため、現状は、給付事務において、生徒本人のマイナンバーは取得できないこととなっている。したがって、次年度の取扱いにおいて、生業扶助の受給情報が生徒本人に紐付いている場合には、生徒本人のマイナンバーを取得することも可能とする。</p> <p>なお、生活保護制度においては、住民票上の世帯状況にかかわらず、同一の住居に居住し、生計を一にしている者を同一世帯と認定しており、かつ、同一世帯に属していると認定されるものでも世帯の状況等を考慮し、法の目的を実現できないと認められる場合に世帯分離の取り扱いをしており、その結果、必ずしも親権者が生徒本人と同一世帯として保護の対象になるものではないことから、親権者のみのマイナンバーによって生業扶助の受給の有無を確認することとした場合、こうしたケースでは生徒本人の生業扶助の情報の確認が不可能である。</p>	<p>御提示いただいた対応では、支障を解消することは困難と考える。生徒本人のマイナンバーを取得することを可能とすると、申請時には行政及び申請者とも生業扶助情報が紐づいている世帯員が判別できないため、生業扶助を受給していない生徒のマイナンバーを取得する可能性があり、不要な者のマイナンバーを取得してしまうことになりかねない。(マイナンバー法の趣旨に反する可能性がある。)</p> <p>また、不要なマイナンバーを取得しないために、親権者のマイナンバーで情報照会した結果、生業扶助の確認が取れなかった場合に、追加で生徒のマイナンバーを提出してもらい情報照会することは、審査期間の長期化につながり奨学のための給付金の支給時期が遅くなってしまう、申請者の負担の増加につながる。</p> <p>さらに、生活保護世帯は、一般的に奨学のための給付金の他、「高等学校等就学支援金」を申請する。</p> <p>本年の提案募集で、本県が「就学支援金事務」において親権者のマイナンバーを利用して生活保護情報を取得できるよう提案したところ、提案の実現に前向きな回答をいただいている。</p> <p>親権者に生業扶助情報が紐づけられる利点として、「就学支援金事務」で取得した親権者のマイナンバーを本事務でも活用することが可能となり、行政及び申請者の負担を軽減できることが見込まれる。</p> <p>以上のことから、本県では親権者(世帯主)及び生徒本人のマイナンバーを取得することを可能とする措置について希望しない。</p> <p>なお、生活保護法上の世帯分離の事例を挙げられているが、世帯主(親権者)と生徒本人(高校生)の世帯分離は、世帯主に稼働能力があるにもかかわらず、収入を得るための努力をしない場合等に認められる、極めて例外的な取り扱いであり、世帯分離を受けている事例はほぼないと考える。例外的な取扱いである世帯分離を理由に一律紐づけを行わないのは消極的な理由に過ぎない。申請者及び行政の負担軽減の積極的な実現を図るべきである。</p> <p>今年度の「骨太の方針」において、申請書類の可能な限りの縮減を含め、デジタル化の加速が最優先課題と位置付けられている。</p> <p>本提案もデジタル化を加速するものと考えている。行政(福祉・教育)、また申請者の負担軽減に資するよう、積極的な検討を求めたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
224	埼玉県、越谷市、戸田市、朝霞市	「公営住宅法」に基づく近傍同種の住宅の家賃の算定方法の見直し	借上げ型公営住宅の「近傍同種の住宅の家賃」の算定方法について、建設に要した費用等の推定再建築費の算出が困難な場合には、地域の実情に応じて事業主体が算定方法を決定することが可能となるよう、公営住宅法令を改正すること。	<p>【現行制度】 公営住宅の家賃の決定等に使用する「近傍同種の住宅の家賃(以下、近傍同種家賃)」について、公営住宅法施行令第3条及び同法施行規則第20条等で算定方法が定められているが、「当該近傍同種の住宅の建設に要する費用の額」を基に「推定再建築費」を算出するなど、積算法により算出することが定められている。</p> <p>本県では、これまで、県の借上を前提に民間事業者が建設した新築住宅を棟単位で借上げ、借上げ型公営住宅として供給していたが、今後の県営住宅の住宅経営に関する方針で、既存公的賃貸住宅を活用した借り上げなどの新たな取り組みを行うこととしている。UR賃貸住宅は県内に7万戸以上あり、これを活用することで、必要な地域に必要な数を供給することができる。</p> <p>【支障事例】 既存住宅は、建設から長期間経過していることが多く、住宅の建設に要した費用(以下、工事費)が不明な場合があるため、現行の算定方法では近傍同種家賃の算定が困難となっている。</p> <p>平成8年の旧建設省通知では、「建設後、相当年度の年数が経過した等により近傍同種の住宅の建設に要した費用の確定が困難な場合...には、事業主体が建設年度別、構造別、床面積別の標準的な費用の額を設定することも許容される」とされている。標準的な費用の額の推計に当たっては、棟の詳細な床面積が必要となるが、図面が欠損している場合があるため、工事費算定が困難な場合がある。また、建設年度時点の国土交通大臣が定める主体附帯工事費が必要となるが、古いものは通知が入手困難な場合があり、同様に算定が困難である。</p> <p>また、本県では、毎年度60戸前後の借上げ型県営住宅を整備している。今後、戸単位で借上げる場合、現行の算定方法では戸ごとに工事費を算定しなければならず、工事費を算定する棟数が増加し、事務負担も膨大なものとなる。</p> <p>以上を踏まえ、工事費の算出が困難な場合は、例えば、UR賃貸住宅は、UR法に基づき、公営住宅とは別の算定方法によって近傍同種家賃を算定しているため、当該住宅を借上げる場合には、当該住宅の家賃を基に算定することも可能とするなど、事業主体が地域の実情に応じた近傍同種家賃の算定を行うことを可能とするよう、現行の算定方法の見直しを求める。</p>	国土交通省	苦小牧市、川崎市、福岡県、熊本市		

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>近傍同種の住宅の家賃は、当該公営住宅と同等の賃貸住宅の利用対価として通常入居者が支払うべき賃料として算定されるものであり、その算定方法は合理的なものでなければならない。</p> <p>不動産鑑定評価基準の理論に沿った算定方法のうち、公営住宅のように不動産の基礎価格の把握が可能な場合に近傍類似の事例がなくとも算定が可能であり、かつ、多数の住宅について画一的に算定ができる点で家賃についての明確性及び予見可能性を与えることができることから、公営住宅制度における近傍同種の住宅の家賃の算定に当たっては、積算法によることとしている。</p> <p>積算法において推定再建築費を求めるにあたり、近傍同種の住宅の建設に要した費用の確定が困難な場合については、御認識のとおり、公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について(平成8年8月30日住総発第135号住宅局長通知)にて、事業主体が建設年度別、構造別及び床面積別の標準的な費用の額を設定することも許容されるとしており、借上げの協議段階において棟の床面積を事前に確認しておくこと等により対応可能と考えられる。</p>	<p>支障事例にも記載しているとおり、本県では、来年度にも既存公的賃貸住宅を活用した借上げなどの新たな取組を行う予定であり、これは、国が推進する既存ストックの有効活用にも沿うものだが、引き続き、以下の点において、取組の推進の支障となっている。</p> <p>「借上げの協議段階において棟の床面積を事前に確認しておくこと等により対応可能」とあるが、本県が支障事例で挙げている「図面等が欠損しており床面積の算定が困難な場合」の対応方法が示されていない。</p> <p>具体的な事例として、20年以上前に建設された複数のUR賃貸住宅で、図面の欠損により床面積が分からず、近傍同種家賃の算定ができないなど、実務に支障をきたしている。</p> <p>既存住宅の借上げが「棟の床面積が事前に確認できる住宅」に限定される場合は、地域に必要な数の住宅を供給できないことが想定され、また、既存ストック等の有効活用の観点からも不適當である。</p> <p>また、「建設年度時点の標準的な費用の額の通知を入手できない場合に工事費の算定ができないこと」や「戸単位で借上げる際に膨大な事務負担が生じること」などの支障が一切解消されない。</p> <p>後者に関して、本県が以前、戸単位で近傍同種家賃を試算した際、1戸の借上げに対して、次のとおりの負担が発生した。</p> <p>平成8年の旧建設省通知で規定された「建物部分の複成価格」の算定において、建物内の全ての住戸専用面積、共用部分の面積情報が必要であるが、古い図面では、数値や文字を読み解くことが困難であったため、非常に多くの作業時間を要した。</p> <p>また、同通知の「土地部分の複成価格」の算定で必要とされる戸あたりの敷地面積は、戸あたり床面積を「団地全体の容積率」で除して算定する必要があるが、「団地全体の容積率」の算定には、団地の敷地内全ての棟の詳細な面積情報が必要となる。</p> <p>UR賃貸住宅では敷地内の棟数が40を超えるものもあり、敷地内の全ての棟の面積の確認に膨大な時間を要した。</p> <p>以上のとおり、本県が示している支障事例について現行制度では全て解消することは困難であるため、本県が求める規制緩和を実現していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>近傍同種の住宅の家賃の算定方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
225	埼玉県、埼玉県町村会	「障害者総合支援法」に基づく居住地特例対象施設の拡大 【重点17】	居宅や現在入所している障害者施設等から、別の市町村に存する介護施設に入所した場合に、現行では当該介護施設が所在する市町村が障害福祉サービスに係る費用を負担するが、当該介護施設入所に費用負担していた市町村が引き続き負担するよう、居住地特例を見直すこと。また、障害福祉サービスの利用申請手続きについても、介護保険サービスと同様に、介護施設入所に手続きを行っていた市町村で引き続き行えるよう、居住地特例を見直すこと。	【現行制度】 障害者施設等から介護施設に入所した方には、介護保険サービスに加えて、障害福祉サービスを利用する場合がある。 この場合に、介護保険サービスに係る費用は、障害者施設及び介護施設が介護保険法に基づく住所地特例施設に位置付けられているため、障害者施設や介護施設の入所に居住地があった市町村が負担する。 一方、障害福祉サービスに係る費用は、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に位置付けられていないため、介護施設が所在する市町村が負担する。 また、介護保険サービスの利用申請手続きは、介護保険法に基づく住所地特例制度により、障害者施設及び介護施設の入所に居住地があった市町村で行うが、障害福祉サービスの申請手続きは、介護施設が障害者総合支援法に基づく居住地特例の対象外とされているため、介護施設が所在する市町村で行う必要がある。 【支障事例】 現行制度では、介護施設が所在する市町村に障害者福祉に関する財政的負担が集中してしまう。 また、介護保険サービスと障害福祉サービスの利用申請手続きについて、介護は介護施設入所に手続きを行っていた市町村で、障害は介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならない、住民の負担になっている。 ※介護保険制度に係る住所地特例については、平成27年の提案募集で複数の自治体が提案・要望した結果、見直されたものである。	介護施設が所在する市町村へ財政負担が集中することの是正に繋がる。 また、介護保険と障害福祉サービスに関する手続きを、同じ役所で行うことができるため、住民サービスの向上にも繋がる。	厚生労働省	北海道、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、千葉県、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、小田原市、新潟市、上田市、豊橋市、豊田市、小牧市、四日市市、京都市、兵庫県、松山市、高知県、長崎	○平成30年4月の介護保険制度における住所地特例対象施設の見直し(「介護保険最新情報Vol.620 H30.2.2付け)により、サービス付き高齢者向け住宅が住所地特例の対象施設となったが、障害者総合支援法では引き続き介護施設が居住地特例対象施設に位置付けられていないため、障害福祉サービスに係る費用は介護施設が所在する市町村が負担している。また、このことにより、利用申請手続きに係る事務負担が生じる対象利用者を増加させる結果を招いている。 ○当市においても、正確な件数は把握していないものの、同様の事例はある。本提案により、介護施設が所在する市町村へ財政負担が集中することの是正に繋がり、また、介護保険と障害福祉サービスに関する手続きを、同じ役所で行うことができ住民サービスの向上にも繋がることを期待できる。 ○介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する利用者にとっては、手続きの手間や煩雑さが解消されるため、提案に賛同する。自治体においても利点が多い。特に、高額障害福祉サービス等給付費事業については、平成30年度より介護保険制度対象年齢以降における介護保険サービス費を償還するサービスが導入され、介護保険サービス利用情報を確認する必要がある。この際、制度間で実施主体が異なると申請動奨や算定業務がより複雑となるため、統一されることが望ましい。 ○施設入所の場合、入所者の家族は従前の市町村に居住していることが多いことから、介護保険施設に入所した場合等は各種手続きなどで家族の負担が大きいうえ、全ての手続きを一カ所で行うことができないなど、不便を強いられている。また、障がい福祉サービスや補装具支給など介護保険施設所在地の市町村の財政的負担も大きいことから、これら見直しにより事務の効率化と適正化を図ることができる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定は、原則として障害者等の居住地の市町村が行うこととされているが、障害者支援施設等がある市町村において過度の負担となることから、障害者支援施設等に入所する障害者等については、施設入所前の居住地の市町村が行うこととされている。</p> <p>その上で、障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に際しては、障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用することとされている。介護施設に入所し介護サービスを利用しつつ、障害者総合支援法による介護給付費等を利用し、かつ、介護施設入所前の居住地の市町村以外の介護施設に入所している者は少ないと思われるが、介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確であることから、現時点で介護施設を居住地特例の対象とするとは困難である。</p>	<p>1次回答では対象者が限定的ではないかとの指摘があるが、介護保険サービスは介護施設入所前の住所地の市町村で行い、障害福祉サービスは介護施設が所在する市町村でそれぞれ行わなければならないのは、申請者にとって負担となっており、また、規模の小さな市町村では、限られた予算や人員の中で、毎年度の費用負担や事務手続きが負担となっているとの声が寄せられていることから、制度の見直しについて検討いただきたい。</p> <p>例えば、県南部に所在する自治体のある住宅型有料老人ホームについて、令和2年8月時点の入居者数は18名であったが、そのうち、5名の方が市外の居宅や施設から転入・住所変更され、かつ障害福祉サービスを利用された事例があるとのことである。</p> <p>この場合、介護施設が所在する自治体において、障害福祉サービスの支給決定等の手続きや費用負担等を行う必要があるが、介護保険の要介護度は前住所地で認定を受けてから転入をしているため、円滑に介護保険サービスが利用できる一方で、障害福祉サービスは転入した日に、すぐに利用したいと申請があり、短い日程で障害支援区分認定調査を行わなければならない、負担であるとの声が上がっている。</p> <p>他にも、介護保険サービスと障害福祉サービスの実施主体が異なるため、転入前の自治体の介護保険担当課やケアマネージャーとの連携が取りづらく、介護保険制度でどの程度支援されるのか、障害者の状況などについて把握するのが負担であるとの声が上がっている。</p> <p>介護施設入所前の居住地の市町村が障害福祉サービスの実施主体となる利点としては、介護保険サービスと障害福祉サービスに係る事務手続きが同一市町村内で行われ、本人や家族が行う手続きの負担軽減がある。</p> <p>多くの追加共同提案団体からも賛同の意見をいただいていることから、全国的にも同様の支障事例が生じているものと想定している。</p> <p>介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確であるならば、例えば、支障が生じている自治体に対して実態調査を行うなど、実現に向けた対応をお願いしたい。</p>	<p>【小田原市】 介護施設がある市町村に実際にどの程度の負担が生じているか不明確との理由で介護施設を居住地特例の対象とすることは困難との回答であるが、現に負担が発生していることは事実であり、このような影響を招いている現行制度に対する評価についても、ご回答いただきたい。</p> <p>【高知県】 高知県には盲養護老人ホームと聴覚障害者養護老人ホームが各1カ所あり、同じ自治体内に設置されている。</p> <p>入所している高齢障害者は、障害者総合支援法の同行援護や補装具（義眼や補聴器など）、日常生活用具（音声時計、ストマ用装具など）の給付や修理等、障害特性に対応したサービスを利用するケースが多く、施設所在自治体の負担となっている。</p> <p>上記施設は視覚障害や聴覚障害に特化した高齢者施設であり、入所者は県内だけでなく県外からも入所していることから、自治体の費用負担の状況を調査した上で、居住地特例の対象として検討すべきと考える。</p> <p>【新潟市】 障害者総合支援法による介護給付費等の支給決定に際して、障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用することとされていることは承知しているが、障害福祉サービス固有のサービスを併給するケースや、介護保険サービスのみでは支援量が不足する場合に障害福祉サービスを上乗せして支給決定する必要があるケースが一定数存在する。これらの事例は特に、住宅型有料老人ホーム利用者に見られ、本市においては周辺市町村に比べ社会資源が充実していることから、周辺市町村から本市の介護施設に入所してくる者がいる状況である。さらに、児童福祉法に規定する母子生活支援施設に入所する母子が障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用する場合にも同様の状況が発生している。本県にある同施設5施設の内、2施設が本市に設置されており、周辺市町村から本市の施設に入所する場合、入所の決定は入所前の居住地の市町村が行うが、障害福祉サービス等の支給決定は本市が行っている状況である。したがって、国民健康保険における住所地特例と同様に、障害福祉サービス等における居住地特例についても、他制度を含めた整理を行うべきであると考える。</p> <p>【横浜市】 平成30年4月に改正された高額障害福祉サービス等給付費事業の対象者が、他市から本市にある介護施設（例えばサービス付き高齢者住宅）に入所すると、介護保険制度は住所地特例により他市、高額障害福祉サービス等給付費事業は本市が所管となる。この場合、介護保険制度の給付実績及び過去の高額障害福祉サービス等給付費の過去実績が本市で取得できないため、過払いや償還が漏れる可能性が高い。仮に転居前自治体から引継ぎ、過去の高額障害福祉サービス等給付費の期間等を把握できたとしても、毎月対象者の介護保険制度の給付実績を他都市から確認することは現実的に困難である。</p> <p>確かに、「介護施設に入所し介護サービスを利用しつつ、総合支援法による介護給付費等を利用し、かつ、介護施設入所前の居住地の市町村以外の介護施設に入所している者は少ない」と思われるが、平成30年4月に改正された高額障害福祉サービス等給付費については、少数であったとしても上記の様な対象者を判別し個別に処理するのは、かなりの事務負担を要する。</p>	<p>【全国知事会】 介護施設についても障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設に含めることを求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
226	太宰府市	史跡等購入費国庫補助で取得した土地の活用範囲の明確化	「史跡等購入費国庫補助要項(以下「要項」とする)」に基づいて補助を受け取得した史跡等について、近年の大風による倒木や獣による掘り起こしなどから史跡等を守る(保存する)ため、保存を目的とした財源を得るための史跡等の活用範囲について明らかにする。 現在の要項の第1項(趣旨)においては、「保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助」と定められているため、これにより取得した財産を活用して保存のための財源とすることは、補助金適正化法第22条に定める「目的に反した使用」にあたることと認められない場合があるが、例えば史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等することについては、「目的に反した使用」にあたらざる認められるものと考えられる。法律上及び要項上認められる史跡等の活用範囲が明らかにされれば、それに照らして文化庁が(「文化財保存活用地域計画」等の認定過程において)自治体の行う史跡等の活用可否を判断することができるようになり、自治体が史跡等の活用により自主的に財源を確保することが可能となることで、要項が目指す「保存のため」という目的をより達成しやすくなる。	当市の史跡面積は、4.85平方キロで市の面積の約16%を占め、年間6,000万円の史跡保存のための費用(内3%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。	制度の柔軟性を促すことで、史跡保存のための財源を確保する作業に結びつけることができるとともに、史跡に隣接する住民生活の安全性確保のための財源や来訪者が及ぼす住環境悪化を改善する取組への財源確保の道が開ける。加えて、史跡保存活動として育ち始めた市民力で行う活動も意欲向上につながることも、史跡の保存活動によって生じる廃棄材の再利用を通して、ふるさと納税や史跡保存協力金などの寄付行為を媒介とし、活動への支援や活動に参画する市民の居場所づくりにもつながってくる。	文部科学省	宮城県、川越市、相模原市、鎌倉市、新城市、米子市、徳島市、福岡県、久留米市、柳川市、香崎市、宮崎県	○近年の台風などによる大規模な倒木などが発生しているため、撤去などの処理が増加している。 ○当市の国指定史跡面積は、2.15平方キロで市の面積の約5.4%を占め、年間約1億5千万円の史跡保存のための費用(内53%が補助事業、それ以外は市単独費)を必要とし、市の財政状況に大きな影響を与えている。 太宰府市の提案のとおり、目的外使用の可否の判断を明確にいただき、公開活用における使用料など史跡保存における財源確保を図りたい。 ○当市も史跡の保存のために継続して国庫補助事業による史跡の公有化を進めて来ており、現在、22万㎡を超える広大な史跡地を管理している。適正な史跡管理のために経常的に発生する年間の管理費の確保も、近年の厳しい財政状況の中で大きな課題となってきている。また、増加する大雨等の災害や、イノシシ等の獣害など、頻繁に発生する対処が必要な課題は、史跡地内にとどまらず、史跡地が原因となる周辺民有地への被害等も発生している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「求める措置の具体的内容」で例示されている、「史跡等の整備上やむをえず生じた間伐材・廃棄材を加工・販売等すること」については、収益を史跡の管理費等に充当する場合は補助金適正化法上の目的に反した使用には当たらないものとして取り扱っていますが、類似のケースを含め地方公共団体によっては抑制的に解釈している場合もあるものと考えます。</p> <p>御提案を踏まえ、史跡等購入費国庫補助により取得した土地の活用範囲については、活用可能な場合の例を示すなど、その明確化に努めてまいります。</p>	<p>「活用可能な場合の例を示すなど、その明確化」の内容について、例えば、間伐材等の管理伐採や駆除が史跡保存のため「やむをえず」生じたものか、恣意的に必要以上に伐採等したものでないかを判断するための考え方や留意点に関する明確化、さらにはこれらの行為で得た収益を史跡の管理等に充当しない場合は目的外使用になるのか等について明確化をお願いしたい。</p> <p>一方で、地方自治体が置かれた歴史的・社会的環境によって多様な状況が想定されるため、一般化が難しいものについては可能な限り多くの具体例を提示していただきたい。その上で、個々の地方自治体が「活用可能な場合」に当たるかどうかの判断に迷う場合に、当該自治体の置かれた状況に寄り添って考えていただく方策、例えば、文化財保護法第183条の3に規定されている『文化財保存活用地域計画』の策定時にご確認いただくなどの方策をご提示いただきたい。</p>	<p>【川越市】 史跡活用については多様な例示をいただくとともに、より柔軟な補助制度の充実に期待します。</p>	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
229	兵庫県 【重点38】	新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること	特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。 第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。	【現状】 特定都道府県知事として特措法第45条に基づき要請、指示を行う場合、国の基本的対処方針及び、国の要請・指示等のガイドラインにおいて示された手順のとおり実施することとなっている。 【支障】 そもそも、第45条第2項に基づく要請は、第24条第9項に基づく協力要請を前提としているが、特措法上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であるため、本来は異なるものであると解釈すべきである。 このことを前提にすれば、第45条第2項に基づく要請を行う場合、いきなり個別の施設ごとに行うのではなく、まずは業種や類型ごとに法的な要請を行うべきである。 今回、パチンコ店に対して第45条を適用する際、店舗数が限定される業種であったため、第2項に基づく個別店舗への要請は可能であったが、仮に、全県的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がいない業種や団体があっても未加盟事業者が多数存在する業種(例えば接待を伴う飲食店等)に対して第2項の要請を行うこととなると、相当数の個別店舗の営業確認等にかかりの時間を要するなど迅速な対応が困難となる。早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すのであれば、第45条に基づき、まずは業種ごとに要請を行うべきである。 また、第45条第2項の要請に際し、国との事前協議が必要となっているため、機動的な対応が困難となっている。	都道府県知事の判断による迅速な要請や指示等が可能となり、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。	内閣官房	福島県、長野県、大阪府、沖縄県	○当県においても新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条第2項に基づきパチンコ店に対して施設の使用停止要請を行ったが、これは県内の施設の全数を把握することができたため要請を行うことができたものである。しかし、例えば、インターネットカフェのように全県に店舗が多数あり、関係団体などがいない業種・業態に対しては、法第24条第9項に基づく協力の要請に反して営業を行っているという施設があっても、全施設を把握することが困難であるため法45条第2項に基づく要請を迅速に行うことができず、効果的なまん延防止策を適切に実施することができなると思料される。 また、緊急事態措置を実施する際の国への事前協議は、法的根拠もなく、迅速な対応が困難となっている。
230	兵庫県 【重点38】	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保	休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。	【現状】 本県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、パチンコ店に対し、兵庫県緊急事態措置により、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、それでも休業要請に応じない店舗に対し、③同法第45条第3項に基づく、施設の使用停止(休業)の指示を行ってきた。 【支障】 同法第45条第3項に基づく施設の使用停止(休業)の指示を行ったものの、結局2つの店舗が営業を継続して休業指示に応じなかった。これは指示に対して、「店名の公表」しか行えず、実効性の担保が課題となっているためである。	都道府県知事が行う休業指示の実効性が担保され、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。	内閣官房	福島県、茨城県、富山県、大阪府、山口県、徳島県、高知県、沖縄県	○当県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請を行い、特にパチンコ店3店に対しては、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、同条4項に基づき店名の公表を行ったが、要請に応じなかった。当県が行った要請や、同条3項に基づく指示に従わなくても罰則がなく、指示に実効性がないことから、実効性を高めるために必要な法改正が必要である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)に基づき、国は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)で大きな方針を示し、各都道府県知事は、基本的対処方針を踏まえ、地域の感染状況等に応じ判断するという役割分担の下、それぞれの立場で役割を果たすという形で、今回の新型コロナウイルス感染症への対応に当たってきている。</p> <p>特措法第24条第9項に基づく協力要請と第45条第2項に基づく協力要請との関係については、要請の法的な強さを踏まえ、基本的対処方針において、第1段階として特措法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として特措法第45条第2項に基づく要請等を行うこととしており、実態としては、特措法第24条第9項に基づく要請により、多くの事業者は要請に従っていただいたものと承知している。</p> <p>現行法体系を前提とすると、特措法第45条第2項又は第3項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていること、また、第3項に基づく指示が、特定の者を名あて人として処分を行う行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号の不利益処分該当するものと考えられることなどによれば、これらの要請又は指示は、個別の施設を対象に行うことが予定されている。</p> <p>事前協議については、特措法第3条第4項の基本的対処方針に基づき対策を実施する地方公共団体の責務規定等、さらには、新型コロナウイルス感染症対策は、近隣の都道府県同士や全国の都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があること等を踏まえて、特措法や基本的対処方針にのっとった取組が行われているのか等を確認する必要があることから、基本的対処方針等に基づき行うこととしているものである。このことにより、特措法第20条の総合調整や特措法第33条の指示によらずとも、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能となっているものと認識している。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症に対する対処など、緊急事態における国と地方の役割分担のあり方については、様々なご意見があり得ると思われるが、今後も、現場で対策に当たられている地方公共団体の声を十分に聞きつつ、国と地方公共団体が密接に連携しながら、対策を進めてまいりたい。</p> <p>(別紙あり)</p>	<p>特措法上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であり、本来は異なるものと解釈すべきであるが、この異なる2つの条項を組み合わせ、段階的に要請することを、基本的対処方針で定めていること自体、適当ではない。</p> <p>法第24条第9項に基づく要請は、一般的な協力要請の一つとしての休業要請であり、緊急事態宣言下において緊急事態措置として行う要請(指示)に比べて実効性が低い。緊急事態宣言下において、法的指示・公表につながる法第45条に基づく“より強い”要請を事業者に行うことにより、休業要請の実効性が高まるものと期待できる。</p> <p>緊急事態宣言下において、早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すためには、法第45条に基づき、まず業種ごとに要請を行うべきであり、法第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備をお願いしたい。</p> <p>国との事前協議は法令上の根拠がなく、地方自治法第245条の2の関与の法定主義として、法律又はこれに基づく政令によらなければ国の関与を受けることはないとされていることから、廃止すべきである。感染拡大防止という一刻を争う時間的制約の中では、事前協議ではなく事後報告で十分である。また、今回は法第45条に基づく要請・指示が国・県双方にとって初めてのことであったため、細かな調整が必要であったが、今後は今回の経験を踏まえて、事務的な手続きについて国との調整はそれほど必要がないと思われるため、事前協議の必要性は低い。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限等については、同法第24条第9項に基づく協力要請も含め、都道府県知事の裁量権を拡大するとともに、同法第45条第2項から4項までに基づく要請・指示などの実効性を担保する法的措置を講じるべきである。</p> <p>また、要請、指示にかかる法令上根拠のない事前協議については、地方自治法第245条の2(関与の法定主義)から、法律又は政令に基づかない関与については認められないため、廃止すべきである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に対して、都道府県知事が機動的に対応できるよう、同法をはじめとする関係法令等の見直しを行い、早急にこうした措置等の実現に向けた具体的な検討を進めるべきである。</p>
<p>特措法による施設の使用制限については、強制力を有する仕組みを導入する必要性を示す立法事実があるか否かや憲法上の議論の整理も必要であることから、慎重に検討することが必要。他の制度の運用を含めて、実効性を高めるためにどのようなことができるか検討してまいりたい。</p>	<p>県においては、要請・指示・公表を行うとともに、公表後は、毎日、施設の利用状況の把握、施設責任者等への口頭での直接の要請等を行ったが、最終的に要請に応じない施設も複数あり実質的な効果はなかった。</p> <p>指示や要請の確実な執行のために、指示に応じない場合の罰則の適用と併せ、施設に対する立入検査や質問検査の権限付与も必要であると考えられる。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用制限等については、同法第45条第3項の規定による指示を行っても、なお営業を継続する事業者が存在したため、罰則適用などの法改正や要請・指示を的確に行うために必要となる情報の都道府県知事への集約、国による補償金的な「協力金」の制度化なども含め、早急に実効性を担保する措置を講じるべきである。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
231	兵庫県、滋賀県、京都市、京都市、大阪府、堺市、西脇市、川西市、三田市、たつの市、神戸市、新温泉町、和歌山県、鳥取県	市町村がん検診(集団乳がんマンモグラフィ検診)における医師の立会い不要化	日本人の体型に合い、痛みのない装置の開発を医療機器メーカー等に求める一方、検診受診中に受診者が急に体調を崩すなどの緊急時に、地元医師会等と連携して医師に確認できる連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるようにすること。	【現状】健康増進法により市町村はがん検診の実施に努めるものとされている。また、第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定)において、がん検診受診率の目標値は50%とされているが、H30乳がん検診の受診率は本県内平均17.7%である。平成26年に診療放射線技師法が改正され、病院・診療所以外で行う肺がん検診は胸部X線撮影のみを行う場合に限り、医師又は歯科医師の立会いがなくても実施が可能となった。集団乳がんマンモグラフィ検診は、平成28年から視診、触診は推奨しないと変更されたが、医師の立ち会いは従来どおり必要となっている。【支障】集団乳がんマンモグラフィ検診前に行う受診者への説明および問診は看護師が対応しており、医師が立会いなくても実施可能であるにもかかわらず、診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できない。郡部においては医師不足等により立会い医師の確保が難しく、立会い医師への報酬も高額であるため、検診実施の支障となっている。マンモグラフィ検診時、乳房に痛みを感じた受診者は、二度と受診しないケースがある。	医師の立会いが不要となれば、検診回数を増やすことが可能となり、がん検診の受診率向上に寄与し、がんの早期発見・早期治療につながる。	厚生労働省	秋田県、秋田市、新潟市、長野県、名古屋市、高松市、高知県、福岡県、宮崎市	○集団乳がんマンモグラフィ検診における医師の立ち会いは現実的ではなく、地元医師会等と連携して医師との連絡体制が十分担保されている場合には、市町村が実施する集団乳がんマンモグラフィ検診についても胸部X線撮影と同様、医師の立会いがなくても実施できるよう明文化していただきたい。 ○乳がん検診のマンモグラフィ装置を設置している医療機関に限られるため、マンモグラフィ検診車による巡回集団検診を実施しているが、従事者の確保が難しいという理由で検診事業者の調整が毎年難航している。また、事業者から、医師の報酬が高額であるため、受託料金を高くせざるを得ないといった声を聞いており、集団による乳がん検診実施の支障となっている。 ○集団乳がんマンモグラフィ検診については、マンモグラフィ読影等のできる医師が少なく、医師の確保が困難な状況の中で、国の定める目標値を目指し、受診率向上を図るためにも、医師の立会いを廃止し、診療放射線技師のみの撮影可能とすべきである。 ○当市の令和元年度の乳がん検診受診率は12.7%と低い受診率である。乳がん施設検診の受託医療機関は8医療機関と他のがん検診の受託医療機関よりも少ないため、集団検診で対応する必要がある。診療放射線技師法上、乳がんマンモグラフィ検診は医師の立会いがなければ実施できないが、医師の確保が難しいため集団検診の機会を増やすことができない。このため住民が受診を希望しても予約が取れず、受診ができないという状況が発生している。

【重点16】

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>診療放射線技師が医師の立ち会いを伴わずに集団乳がんマンモグラフィ検査を実施することについては、平成25年度厚生労働省特別研究事業における調査研究や、「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会」において、医学的・専門的見地から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的なニーズの有無を明らかにすべき ・検査の実施に必要な手技等を評価した上で、安全を担保するために必要な体制整備も含めて検討すべき <p>といった意見が示されている。これらを踏まえ、関係者の意見を聞きつつ、対応の可否について検討を進めてまいりたい。</p>	<p>当県の郡部では、マンモグラフィ検査可能な医療機関が近隣にもなく、個別検査の実施は困難な状況にあり、集団検査を実施する必要がある。</p> <p>集団検査の立会い医師は、地元には医師がおらず地元以外の医師に依頼せざるを得ないため、医師の確保に苦慮している。医師を確保しても、遠方から来場するため拘束時間も長時間となる等、医師の負担は大きく、報酬費も高額となり、自ずと実施回数も制限される。医師の立ち会いを不要化すると医師の負担軽減とともに、がん検査実施主体である市町村は、医師の都合によらず、乳がん集団検査の日程設定が可能となり、県民の乳がん検査受診機会増加に寄与することで、がんの早期発見、早期治療に繋がる。</p> <p>このように、集団検査に頼らざるを得ない市町村のニーズは特に大きいと考えている。</p> <p>国の「医師の働き方改革を進めるためのタスクシフト/シェアの推進に関する検討会」資料によると、医師の立ち会いを伴わずに診療放射線技師が集団乳がんマンモグラフィ検査を包括指示での撮影を実施することについて、日本医学放射線学会や日本医師会は明確に反対しておらず、日本診療放射線技師会は推進可能としている。また、医師の立ち会い不要に伴う安全性の担保については、日本診療放射線技師会から具体的な提案もなされている。</p> <p>安全性を担保するために、乳房撮影時の医行為に関連する手技等の評価が必要であるならば、速やかにその評価を行っていただきたい。</p> <p>「がん予防重点健康教育及びがん検査実施のための指針」の改正(H28)により、乳がん検査で視触診が推奨されなくなっていることも考慮いただき、市町村の現場でのニーズや医師の働き方改革の推進等を踏まえて、医師の立会い不要化に向けて速やかに制度改正いただきたい。</p>	<p>【秋田県】 新型コロナウイルスにより、受診機会に影響が及ぶ期間の長期化が想定されることから、速やかな検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
236	兵庫県、兵庫県市長会、兵庫県町村会	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長(5年→10年)	マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。 電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマホによるオンライン申請、もしくは住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きできるようにすること。	【現状】 マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日までとなっている。一方、カードに搭載される電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなっているため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。(令和2年1月から、電子証明書の更新申請が必要な者が発生しており、県内では6月末時点の累計で約13万人) 【支障】 カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくい。 特別定額給付金のオンライン申請にあたり、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の更新や暗証番号の再設定が必要な住民が多いため、全国的にアクセスが集中して、公的個人認証システムがダウンした。 電子証明の有効期限が切れているために、コンビニ交付サービスが利用できない場合、マイナンバーカード本体が使えないという誤解が生じ(急にコンビニ交付が出来なくなったとの問い合わせが寄せられている)、マイナンバーカードの利活用の機会を奪うことになりかねない。	デジタル・ガバメント関係会議では、非常に高い目標(令和4年度末までにほとんどの住民がカード所持)を掲げ、マイナンバーカードの普及や利活用を強力に促進しているところであり、それに不可欠な電子証明書の有効期限が延長されることで、取得促進につながるだけでなく、今後予定されているマイナポイント事業や健康保険証としての利用に弾みがつくこととなる。	総務省	苦小牧市、郡山市、いわき市、須賀川市、茨城県、高崎市、千葉市、柏市、八王子市、川崎市、相模原市、小田原市、滑川市、山梨県、松本市、上田市、高山市、富士市、豊橋市、豊田市、野洲市、京都市、八尾市、和泉市	○平成30年度、令和元年度に直接総務省への要望も提出を行った。 ・マイナンバーカードの電子証明書については、発行から5回目の誕生日で更新が必要であり、本市でも約65,000人が更新期限を迎える。 コンビニ交付を行う際、電子証明書の更新未実施の場合、下記のような問題の発生を懸念しているところである。 ・カードと電子証明書の期限の違いについて、市民の理解が十分でないことに起因する、様々なトラブルの発生 ⇒電子証明書期限後(カード期限内)におけるコンビニエンス・ストアでの証明書利用によるトラブルなど『電子証明書の有効期間を10年に変更し、マイナンバーカードの有効期間と統一する。』ことを前回要望を行った。 総務省からの回答についても、セキュリティ等の面等により5年が望ましいとの回答もありその他についても説明があり理解している。 ○安全性が保たれることが前提となるが、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば、利用者、J-LIS、市町村の負担がそれぞれ軽減される。同様の安全性が求められる印鑑登録制度などは有効期間の設定がなく、電子証明書のみ短期間とするのは整合性を欠くと考える。 ○当市においても提案市と同様、カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくいという市民からのクレームが多く寄せられている現状である。 また、利用者用電子証明書の失効と前後してマイナポイントの予約を行うと、個人の状態によりマイナポイント予約であるマイキーIDが凍結状態となることなどの支障が生じている。このような支障を解消するとともに、国民に理解しやすいように電子証明書とマイナンバーカードの有効期限は同一とするべきである。 ○現在、電子証明書の更新時期を迎えているが、住民の多くが有効期限の違いを理解しにくいようカードの更新と混同している。電子証明書の有効期限5年は安全性を考慮したものとされているが、カード本体の有効期限と同じにすることで、住民の混乱及び市町村の負担が軽減される。 ○当市においても電子証明書の更新がなぜオンラインでできないのかという問合せ、そもそも5回目の誕生日で切れる、住所異動等があると切れるということの説明に大変時間がかかっている。また、J-LISからの更新通知を受け取る前に更新手続きをした後にJ-LISから更新の通知が届くことにより、窓口できちんと更新してもらえなかったのかと不審がって電話がかかってくる苦情にもつながっている。また、更新通知もマイナンバーカードの有効期限切れなのか電子証明書の有効期限なのか分かりにくく、その苦情の電話対応にも苦慮している。昨今のデータ通信エラーに対する職員の負担も相当なものであり、処理を待たされる市民の負担も考えると、電子証明書の有効期限はマイナンバーカードの有効期限に合わせていただく、もしくはオンラインで自分で更新できるようなシステムを強く希望する。 ○令和2年1月からマイナンバーカードの電子証明書の有効期限(5年)を迎える対象者が発生している。(当市の現在のカード交付率は20%未満で毎月約1,000名が更新対象者である。)J-Lisから届く更新案内通知について問い合わせも多く、また電子証明書の更新を行うところを、カード本体の期限切れと誤解されカード作成用の写真を撮って来庁される市民も多い状況である。また、電子証明書の更新に来庁されても、全国的にアクセスが集中したため公的個人認証システムがダウンし更新ができない状況もあった。現時点でも、システムが混雑し、更新処理にかなり時間がかかり業務に支障をきたしている状況である。現在、カード申請も急速に増加しており、新規交付と併せて更新手続きの対応に追われ窓口の負担は今後も増大していくことが見込まれる。住所地の市役所窓口だけでなくスマホやパソコンで本人申請が可能となるよう要望する。 ○コロナ禍における電子証明書の更新やパスワードの再設定では、当市もシステム障害により最大で3時間を超える待ち時間になるなど、苦情対応を余儀なくされただけでなく、マイナンバーカードの利便性に対して疑問を持つ市民が多く、今後の普及に向けてのネガティブな要素となってしまっている。こうした状況を踏まえると、電子証明書の更新について期間を延長する又は来庁を伴わずICカードリーダーやNFC対応デバイス、身近な店舗等においても手続可能とすることでカード保有者の利便性が向上すると思う。 ○電子証明書の5年更新は、暗証番号の忘却によりある程度の時間を要するため、住民の負担及び窓口業務の負担にもなっている。カードと期限を同じにすることで、住民負担、窓口業務の軽減は図られる。 ○カード本体と電子証明書の更新時期が異なることが分かりづらいため、電子証明書の更新の通知を受けた後、カード本体の更新と勘違いして窓口で写真を持ってくる人が非常に多い。また、更新時期が異なることが分かりづらいという苦情も複数件あった。 ○カードの有効期限より短くしている点について、技術革新による暗号の解読等を防止する等のセキュリティ上の理由を説明しても納得いただけず、「更新時期の考え方を単純明快にし、手続きを簡略化するためにもカードの有効期限と揃えるべき」との声が、住民対応している窓口にて多数寄せられている。 ○マイナンバーカード保有者が増えることに伴い、自治体における電子証明書更新のための業務負担が増大化し、また市民にとっても市役所窓口に来庁しないと更新できないシステムであるため負担に感じている。クレジットカードの暗証番号を忘れた方の対応方法のように、パソコンやスマートフォンを使用してご自身で手続きできるシステムの構築をしていただくとともに、電子証明書の有効期間をカードの有効期間と合わせていただくことにより、市民の方も行政機関も負担が少しは緩和されると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズム自体の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。</p> <p>なお、公的個人認証システムの処理遅延については、地方公共団体情報システム機構において、端末アプリケーションの改修や関係するサーバの処理能力の増強を行ったところ。</p> <p>また、電子証明書の更新が可能な場所の充実については、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおいて「カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポート含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)」が検討課題としてあげられているところであり、必要な検討を行ってまいりたい。</p>	<p>セキュリティ確保を理由に5年での更新が必要との回答であったが、カード交付を開始して実際に5年が経過している。この5年間の電子証明書の安全性・信頼性が確保され、今後の5年間も同様に確保される見込みであるということであれば、その根拠となる具体的な検証結果を公表されたい。この検証がなければ、漠然と安全性が低下するだろうという考え方から、有効期限を5年以内と定めていると解釈せざるを得ない。</p> <p>したがって、電子証明書の安全性・信頼性については、電子証明書の有効期間に依るのではなく、公的個人認証システムの更改等によって確保していただきたい。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2020」において「マイナンバー制度について、行政手続をオンラインで完結させることを大原則として、国民にとって使い勝手の良いものに作り変えるため、抜本的な対策を講ずる。」とされていることを踏まえ、パソコンやスマホによるオンライン申請を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるよう、早急に検討いただきたい。</p> <p>なお、公的個人認証システムの処理遅延については、改修や処理能力の増強を行ったところのことであるが、J-LISからは、システムの負担軽減のために、一部の事務処理を時間外や休日に実施するよう求められており、現在までこの異例の事態が継続していることから、早急に正常化させるよう指導いただきたい。</p>	<p>【八王子市】</p> <p>マイナンバーカードの利活用拡大に伴い、電子証明書の役割がますます重要となってくることから、電子証明書の失効によって必要な行政サービスが受けられず、結果として市民が不利益を被ることのないように、電子証明書の更新が可能な場所の充実をはじめとした必要な環境整備を継続的・重点的に実施していただきたい。</p> <p>また、処理件数の増大を理由に自治体の窓口運用を制限することがないように、引き続き公的個人認証システムの保守管理に万全を期していただきたい。</p> <p>【神戸市】</p> <p>公的個人認証システムを強化いただいたことは承知しているが、依然、週明けや電子証明書の更新通知が届いた直後は遅延などのシステム障害が頻発している。障害が発生すると市民に多大な影響を及ぼすとともに、カード預かりの緊急対応は管理上の負担とリスクを招く。</p> <p>カード交付の滞留を防ぎ、今後の電子証明書の更新ピークに対応するためにも、遅延などのシステム障害が発生しないよう切にお願いする。また、市民への説明責任を果たすため、発生原因と対応策(システム改修の内容等)及び今後の見通しを速やかにお示しいただきたい。</p>	<p>【全国町村会】</p> <p>電子証明書の有効期限を5年から10年に延長することについては、安全性・信頼性を確保の上、延長を検討されたい。</p> <p>電子証明書の更新にあたっては、住民の負担軽減及び新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、オンライン申請も可能とするなど、市町村窓口への来庁の必要なく更新手続きができるよう早急に検討されたい。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
238	兵庫県、滋賀県、京都市、京都市、大阪府、堺市、神戸市、西脇市、宝塚市、高砂市、南あわじ市、たつの市、神河町、新温泉町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化	活動組織および市町の事務負担を低減するため、実施状況報告様式を簡素化すること。考えられる様式と該当欄は以下のとおり。 様式第1-6号 ……「活動実施日時」欄 様式第1-7号 ……「日付」欄、「分類」欄 様式第1-8号 ……「収支実績」欄のうち「支出総額」欄の内訳欄 「3 多面的機能支払交付金に係る事業の成果」欄のうち「備考」欄 また、様式第1-6号の「活動参加人数」欄については、別の独立した様式に記載することとし、加算措置を希望しない場合には、提出不要とすることとしていただきたい。	【現状】 農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施している。 【支障】 農地や農業施設を保全するため、地域の農業者等で構成された活動組織は、多面的機能支払交付金の交付を受けて農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の共同活動を実施しているところ、活動組織の大半は、パソコン作業の苦手な高齢の農業者が事務を担っており、毎年の活動記録や金銭出納簿、実績報告など多くの書類作成に苦慮している。また、当交付金の制度改定が毎年行われ、それに伴って事務様式も毎年変更されるため、活動組織を指導する市町担当者の負担も大きくなっている。なお、事務負担が大きいこと等を理由に、県内の70組織が活動期間(5年間)終了後に共同活動を継続しなかったため、約800haの活動区域が減少し保全体制に支障が生じた。	事務処理を簡素化することによって、活動継続への意欲を高めることができる。市町担当者の負担を軽減することで、さらなる活動内容の質的向上や活動区域の拡大等、農業農村の保全対策に振り向けることが可能となる。	農林水産省	白鷹町、茨城県、高萩市、ひたちなか市、前橋市、平塚市、新潟県、上越市、浜松市、豊田市、倉敷市、山陽小野田市、香川県、高松市、愛媛県、高知県、香岐市、小値賀町、熊本市、宮崎県、宮崎市	○当市でも平成28年度に終期を迎えた1組織が、構成員が高齢になり煩雑な事務処理を継続することが困難であるという理由から、活動を継続しなかった。今後も組織が活動を継続できるよう、様式の簡素化を求める。 ○当県では、事務負担が大きいこと等を理由に、県内の8組織が活動期間終了後に共同活動を継続しなかったため、約160haの活動区域が減少し、保全体制に支障が生じた。 ○当県では、平成30年度末に活動終期を迎えた233組織のうち、30組織が次の5年間の継続を断念しているが、活動を継続できなかった理由として、28組織が「(事務処理の負担が大きい)事務担当者がいらない」ことを挙げており、既存組織の活動継続に向けて、事務負担の軽減は喫緊の課題である。各種様式については、エクセルファイルを活用した入力作業の省力化が図られているものの、依然として複雑で記入項目が多く、パソコンの苦手な活動組織の事務担当者では対応できず、市町担当者の負担が増大する状況も見られ、市町、活動組織双方から負担軽減の要望が寄せられている。このため、活動の中心は書類作成に不慣れな農家であることを念頭に、本提案に挙げられている実施状況報告の簡素化(活動記録や金銭出納簿の添付で済ませ記入項目を最小限に絞るなど)をはじめ、誰にでも分かりやすく、容易に作成できる見直しなど、一層の改善が必要である。 ○当市においても、活動報告の事務処理負担が大きいことで、活動団体と市町村担当者の負担が増加している。地元団体でも多面的支払交付金の事務処理に負担を感じて団体設立を懸念している声もある為、制度改正の必要性を感じている。 ○当県においても、本制度を活用し、農地、農業用施設を適切に保全・管理し、多面的機能の維持・発揮を促進している。しかしながら、農業従事者の高齢化や減少が進行する中、事務手続きの煩雑さから、活動の継続を断念する活動組織も発生している状況である。また、交付金の制度改定が多く、市町担当者の負担も大きくなっている。 ○毎年のように行われる制度改定により、様式の変更、加算の追加など煩雑さが増している。また要綱とは別に調査等で整理・作成を依頼する書類も増えており事務負担は組織、市町担当者にも大きくなっている。制度、事務処理ともに大幅な簡素化を求める。 ○高齢化・過疎化により構成員が少なく、事務負担が大きいこと等を理由に県内組織・23集落が平成30年度をもって活動を終了した。そのことにより、令和元年度の取組面積が減少し、保全体制に支障が生じた。 ○実施状況報告の書類作成にあたっては、処理量が多く、その大半がパソコン作業となっているが、事務従事者は、高齢の方が多く、事務の後継者がいないもしくは会社勤めのため引き受け手がいないのが現状である。そのため、事務処理の負担感から、活動継続を躊躇する組織もある。実施状況報告書の簡素化により、事業の本来の趣旨である農業、農村の保全体制の取組みに注力することが可能となる。 ○当市においても、組織の高齢化や担い手不足、交付を受けるための事務量の増加や、度々ある制度改正に伴う様式変更の対応することが負担となり、卒業を余儀なくされた組織がある。事務を簡素化することにより、活動中の組織の継続率の向上、新規組織の推進に繋がる。 ○活動組織向けの事務様式について、活動組織の事務担当者から頻りに様式を変更しないでほしいという意見を多くいただいている。様式が変更されると、事務を担当している高齢の農業者にとっては使い方を覚えるだけで非常に大きな労力を要し、活動の継続にも支障となっている。 ○様式の変更による組織の入力ミス、複雑な数式や関数の使用に起因する間違いが見られ、双方の事務負担が大きくなっている。高齢者でも使いやすい様式にて整理してもらいたい。 ○報告書様式変更の点について同様の事務負担が生じている。
239	宝塚市、兵庫県、京都市、和歌山県、関西広域連合	特別永住者証明書の交付方法の弾力化	申請者の利便性の向上、窓口業務の負担軽減の観点から、特別永住者証明書の申請者本人、代理義務者(同居している配偶者及び6親等内の血族又は3親等内の姻族)または取次者(別世帯の親族等)が申請時に来庁した場合は、交付時の本人出頭義務を免除し、郵送(本人限定受取郵便、簡易書留等)による交付を可能とすること。	【現状】 特別永住者証明書の申請受付及び交付事務は、法定受託事務として市町が実施している。特別永住者証明書の有効期間は7年間であり、特別永住者は7年毎に特別永住者証明書を更新申請しなければならない。申請時と交付(受領)時の2回の出頭義務が課せられている。 【支障】 更新申請時と交付(受領)時の2回ともに、本人または代理人もしくは取次者が市役所窓口に来庁しなければならない。申請者の負担はもとより窓口の事務負担にもなっている。一方、マイナンバーカードの場合、申請時もしくは受領時のいずれか1回の来庁で手続きが完了し、交付手続きの簡素化が図られている。 本人以外の者が手続きできる要件が限られているため、更新手続きを行う義務を履行することが困難になっている特別永住者が存在する。例えば本人または代理義務者が就労している場合でも、「疾病その他の事由により自ら届出等を行うことができない場合」に該当しないため、別居の親族等が取次者となって手続きを行うことは認められない。そうした場合、更新申請時はともかく、受領のために再度来庁を求めることについて、合理的な説明に苦慮しており、窓口でのトラブルが絶えない。 また、高齢で移動に制約がある場合でも、「疾病その他の事由」に該当しなければ原則として本人が2回出頭する義務があり、クレームが多く発生している。さらに、取次ぎが認められる場合でも、親族が遠隔地にしかおられない場合もあり、申請時はまだしも、交付(受領)のために再度来所を求めることは、時間的・金銭的な負担が大きく、更新手続きを円滑に進めるうえで大きな支障となっている。	特別永住者である住民の利便性が向上するとともに、窓口の事務負担の軽減に資する。	法務省	旭川市、苫小牧市、秋田市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、柏市、相模原市、福井市、沼津市、富士市、西尾市、八尾市、東大阪市、米子市、広島市、徳島市、高松市、久留米市、糸島市、竹田市、宮崎市	○高齢の方や就労している方にとって、特別永住者証明書交付のための2度の出頭義務は大きな負担となっていることから、マイナンバーカードの交付手続き同様の簡素化が求められる。 ○特別永住者は年々高齢化しており、施設等に入所していたり本人の来庁が困難なケースが増えてきている。また、取次者となり得る親族が県外にしかいない等対応に苦慮するケースもある。 ○窓口混雑の緩和、利用者の負担軽減が図られる。 ○本人限定郵便を使う場合、切り替え前の特別永住者証明書の回収をどうするのかという問題がある。 ○申請を行った後に証明書を受け取りに来ない方がいるため、郵送交付が可能になれば、このようなケースが無くなるのが期待できる

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>多面的機能支払交付金については、平成30年度末の第三者委員会の意見を踏まえ、令和元年度に、活動組織を継続的な体制とするため、事務負担の軽減にも資する組織の広域化に向けた支援の強化や、事務負担そのものの軽減等、必要な事業の見直しを行ったところ。</p> <p>活動記録や金銭出納簿、実施状況報告書などについては、適切な交付金執行のために必要な事務と考えているが、一方で、事務作業についての負担感等により、今回の支障事例のように活動継続が困難となっている組織が現在もあるため、今後の事務の簡素化については、どの程度の見直しが適切かを見極める必要があると考えている。したがって、今回提案のあった様式第1-6号、第1-7号、第1-8号の各記載事項の簡素化については、提案団体へのアンケート調査を行い、市町村等が行う実施状況の確認や、地方農政局等が行う検査等への支障を調査の上、現在活動中の組織に対して混乱や負担がないよう配慮しつつ、対応の是非や方法を検討したい。</p>	<p>必要な事業の見直しが不可欠であることに異論はない。一方で、それに伴う様式の変更等が行政側においては軽微なものであっても、大半の活動組織の事務を担っている高齢の農業者においては、変更点の確認や書類作成に苦慮している実情がある。</p> <p>活動組織および市町の事務負担を低減するため、早急にアンケート調査を実施のうえ、令和2年度中に様式を簡素化していただきたい。様式の見直しにあたっては今回提案した様式(第1-6号、第1-7号、第1-8号)に限らず、様式全体についての簡素化を検討するとともに、見直し後の様式をひな形として確立するなど、年度によって様式が異なるというような事態を避けるよう配慮いただきたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>特別永住者証明書は、特別永住者という法的地位が付与されていることを対外的に証明する文書であって、当該文書を故意あるいは過誤によって他者が受領したり、それによって不正に利用されたりすることがあってはならず、本人による確実な受領が必要であるところ、現行の入管特例法及び入管特例法施行規則においては、本人受領の担保措置として、申請人本人のほか、代理義務者及び本人が依頼した取次者等が交付の際に出頭することを求めているものであるため、申請人本人等による出頭義務を免除し、郵送による交付とすることは、本人受領の担保をいかに確保するか検討し、制度化する必要があることから直ちに実施することは困難である。</p> <p>なお、令和元年7月から地方出入国在留管理官署において開始したオンラインによる在留申請手続においては、利用申出が承認された所属機関職員、弁護士・行政書士等に対し、郵送での在留カードの交付を認めることとした実績があるところ、これも一定の要件を満たす者のみ限定的に運用しているものであり、特別永住者証明書の交付について直ちに実施するとの整理が可能になるものではありません。</p>	<p>法が求める要請の第一は、特別永住者が証更新等の手続を確実に、有効な特別永住者証明書を所持する状態を保つことと考える。</p> <p>しかし、現行の取り扱いでは、受領時に本人又は代理義務者若しくは取次者の出頭が困難な場合には、現実的に証更新等の手続を躊躇し、手続きが大幅に遅延している事例が少なからず存在する。取次者による受領が認められるのは、本人等が登録された弁護士又は行政書士若しくは法定代理人に依頼する場合か、本人に疾病等の事由がありかつ別居の親族など省令に定められた要件を満たす者が手続きを行う場合に限定されているため、支障が生じている。したがって、提案の内容を実現していただく必要がある。</p> <p>また、郵送交付を認めるとしても、マイナンバーカードの交付と同様に本人限定受取や簡易書留といった方法をとることで、本人受領の担保を確保できると考えられ、電子証明が付されたマイナンバーカードより特別永住者証明書の交付手続きを煩雑にする理由とはならないのではないかと。</p> <p>内閣府規制改革推進会議において対面主義の見直しを求められているとともに、骨太の方針2020においても対面主義からの脱却に取り組むとされていることを踏まえ、証更新に限らず可能な限り幅広い手続きで郵送での交付を認める方向で早急に検討していただきたい。</p> <p>なお、当局としては、原則として本人出頭義務が課された状態には変わりがないため、郵送交付はあくまで例外と位置づけ、郵送での交付を希望する場合には郵送料を実費徴収する方法を想定している。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
240	兵庫県	災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築	ドローン等を活用することにより適切な現地確認ができるため、金額の多寡に関わらず、実地による災害査定を廃止すること。 机上査定の手法として、Web査定の方法を構築すること。	【現状】 災害復旧事業費を決定する災害査定は原則として実地で行うが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合に限り、被災箇所を写真や設計書等の資料で確認する机上査定を実施することができる。 激甚災害に指定された場合は災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定限度額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置などが実施される。 災害査定(実地、机上査定)は、被災自治体において行われている。 平成30年7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害では机上査定限度額が2,500万円以下(都市局所管災害は2,400万円以下)に引き上げられ、被災箇所975件中821件(84%)が机上査定の対象となった。 一方、本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。 【支障】 実地査定は、災害が頻発する中、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっている。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言等が発令されている場合には、東京等から被災自治体への移動が制限され、災害査定の早急な実施が困難となり、災害復旧事業が遅れる恐れがある。	実地査定を廃止することで、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に資する。	財務省、農林水産省、国土交通省	八尾市、倉敷市、愛媛県、福岡県	○令和元年台風19号の暴風雨が激甚災害に指定されたことにより、当災害における国土交通省所管災害の机上査定限度額が3,000万円以下に引き上げられ、被災箇所216件中156件(72%)が机上査定の対象となった。激甚災害に指定されなかった場合、机上査定の実施が可能な被災箇所は28件(13%)に止まり、災害査定が長期間となり災害復旧事業の着工が遅れるおそれがあった。 ○平成30年7月豪雨や、平成30年台風第21号では多くの土木施設被害が発生し、災害査定を受けるための準備に労力を要したことから、机上査定申請額の引き上げなど要件緩和をお願いしたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【財務省】 災害査定は、主務省の災害査定官が、災害復旧事業費の決定のために査定に当たり、申請額が主務省の定める金額未満又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について、机上にて査定を行うことができるとされている。 財務省立会官は、主務省の査定官が行う災害査定に当たり、公正かつ適正な採択等による復旧方法等を迅速に決定する立場から立会を行うこととしている。 主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、ドローンの活用等の試行的実施・検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業が適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省と必要な調整をしていきたい。</p> <p>【農林水産省】 災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、被害状況やその対策が多岐にわたる各災害復旧事業箇所について、簡素で画一的な机上査定で詳細な状況把握をするために必要となる査定資料の全てを網羅的に予め想定し、確実かつ効率的に作成することは著しく困難であることから、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうかを判断することを原則としているため、現時点で全てを机上査定とすることは困難である。 一方、机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行うため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能である。 また、緊急事態宣言の発令により、移動が制限されている場合にあってはメール等により行うことも可能である。</p> <p>【国土交通省】 災害査定は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・11に「査定は原則として実地にて行うものとする」となっており、「申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地土木事務所等において机上にて査定を行うことができる」とされています。 被災箇所は、多種多様であり、被災原因の確認や対策工法が適切に申請されているかの判断を行う際、追加の写真撮影や現地に再度確認することがあるなど手戻りが生じる場合もあり、通常の査定では、現時点で机上査定により行うことは必ずしも効率的ではありません。 一方、大規模な被害が発生し、多数の事業を実施しなければならない事態では、早期復旧のため迅速な災害査定の実施が求められます。この場合、「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」を適用し、迅速に災害復旧に着手できるように、図面の簡素化及び机上査定の上限額を引上げて対応しているところです。この対応により、早期に査定を完了することができていますが、反面、設計変更手続き（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条）が増えている状況も見受けられます。 このことから、通常の災害時に、机上査定のみで実施することは、業務を進める上で必ずしも効率的ではなく、実地による災害査定を直ちに廃止することは困難です。 ただし、技術革新は進んでおり、査定に必要な写真等が容易に用意できれば、受検事務を減らす可能性があるため、ドローンの活用などを含め、現在試行的に実施しているところです。今後も試行を重ね、その有効性を確認しながら、効率的な査定事務のあり方について検討を進めていく予定です。</p>	<p>実地査定では、現場間等の移動に時間を要することから、1日に実施できる件数が少なく、災害復旧事業が遅れる恐れがあるうえ、被災自治体の準備が負担となっていることから、極力実地によらない査定を基本とすることを検討いただきたい。 「設計変更手続きが増えている状況も見受けられる」ことを理由に、机上査定が必ずしも効率的ではないとの見解であるが、大災害において設計変更件数はやむを得ず増加しうるものであることから、実地調査より机上査定が非効率的だという証左とは言えないと考える。（ちなみに、本県の実績として平成30年の災害では、実地査定が机上査定へ変更されたことによる設計変更手続きの発生率に大きな違いは見られなかった。（全体の発生率：12.3%、実地査定から机上査定になった工事：11.2%） また、その他机上査定に係る懸念が示されているが、ドローン等による動画記録や三次元計測データ等、ICT技術を活用すれば実地査定と同等以上の状況把握は可能と考える。 新型コロナウイルスの感染拡大に伴って緊急事態宣言が発令され、都道府県域を超える移動の自粛が求められた。緊急事態宣言が発令されている状況下で災害が発生した場合に、災害査定を被災現地で実施するために、査定官が特定警戒都道府県からそれ以外の自治体へ移動することは、感染拡大につながる恐れがある。 再び感染が拡大しつつある中、感染拡大防止対策が急務であることから、Webによる査定方式を早急に構築することが求められる。 「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、「激甚化・頻発化する水災害、切迫化する大規模地震災害、いつ起こるか分からない火山災害から国民の命と暮らしを守ることは国の重大な責務」として、「防災・減災、国土強靱化について、デジタル化・スマート化を図りつつ、国・地方自治体をはじめ関係者が一致団結し総力を挙げ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する」とこととされているところ、実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築について、早急な対応をお願いしたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、公平性の担保等について懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
241	寝屋川市 【重点39】	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」(第32条の3)、「1年単位の変形労働時間制」(第32条の4)の規定が適用除外とされている(地方公務員法第58条第3項本文)ため、「1か月単位の変形労働時間制」(労働基準法第32条の2)によるフレックスタイム制しか運用できない。 このような制度の下では、1か月単位での業務の繁閑には対応できても、複数月にわたる業務の繁閑には対応できず、業務繁忙時期等による時間外勤務の平準化の効果が限定的である。 【支障事例】 当市では、「1か月単位の変形労働時間制」によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁閑を調整しているが、複数月にわたり業務の繁閑がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できているとはいえない。 内部管理業務においては、出納整理事務や条例等の例規審査事務などがあるが、期間ごとの繁閑の差が著しく、1人あたりの時間外勤務時間でみると1か月に約30～55時間の差が生じ、効率的な行財政運営の支障になっている。 窓口業務においては、住民異動事務、国民健康保険事務、福祉・子育て関連の手当支給事務などがあるが、職員の勤務時間と市民サービスへの影響の相関性が高く、職員の勤務時間が固定化されすぎると、出勤状況によっては市民の窓口の待ち時間が長くなるなど、市民サービスへの支障が生じる可能性がある。 【現行制度による対応】 機構改革による業務配分の見直し、人事異動による人員配置の見直しを行ってはいるが、限られた人的財源を効果的に活用する観点から、繁忙期の業務量を基本として人員配置することはできない。 【解消策】 地方公務員の勤務時間について、3か月単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につながる。	「職員一人ひとりが、自分のライフスタイルに合わせた働き方を選択でき、ゆとりをもって、かつ効率的に勤務できる」ようにするとともに、「実際の業務量に合わせた勤務時間を設定できる」ようにすることで、地方公務員の働き方改革の更なる推進を図ることができる。	総務省	須賀川市、松山市	○当県では、フレックスタイム制度の導入を検討している段階であり、本提案のとおり1か月を超え1年以内で勤務時間を割り振ることが可能となれば、複数月にわたる業務の平準化が期待できることから、時間外勤務の縮減等の観点から望ましいと考える。 ○当市でも複数月にわたり業務の繁閑がある場合、現在の疑似的なフレックスタイム制の運用では、時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分にできているとはいえない。業務の実態に合わせた勤務時間を設定することで、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につなげることができる。と考える。	
242	香川県、徳島県、高知県 【重点19】	指定難病の医療受給者証の負担上限月額決定方法の見直し	指定難病の医療受給者証について、負担上限月額の認定方法を、市町村民税(所得割)から保険者の所得区分に応じて認定する方法に改めること。	負担上限月額の階層区分の認定方法と健康保険の高額療養費の適用区分の認定方法は異なるものの、ともに所得水準に応じた区分であり、高い相関関係が見られる。各保険者に申請者の高額療養費の適用区分を照会しているにもかかわらず、医療受給者証に記載するのみで事務に活用されていない。 指定難病の負担上限月額は、6月に確定する住民税課税額に基づいて毎年見直すのが、高額療養費の適用区分も前年の所得によって見直しているため、二つの事務が重なる夏は、超過勤務が生じている。 難病患者は大抵、世帯に1人しかいないにもかかわらず、申請時に世帯員全員の住民税課税証明書提出させており、申請者にとって大きな負担である。 現在、事務効率化のためマイナンバーを利用した情報連携を進めているため、申請に際してマイナンバーを取得する必要があるが、難病患者だけでなく支給認定基準世帯員全員のマイナンバーを取得・管理することは、職員の負担となる。	申請者にとっては、世帯全員の住民税課税証明書提出する必要がなくなるため、特に後期高齢者の難病患者にとっては、負担軽減の効果は大きい。 行政側にとっては、業務の大半を占める住民税課税証明書等のチェック業務が丸ごとなくなり、超過勤務の大幅な縮減につながる。また、マイナンバーを利用した情報連携を行う必要がなくなるため、マイナンバーの取得・管理する不要となる。 指定難病の医療受給者証は毎年更新する必要があるが、住民税課税額に基づく方法だと更新時期が夏に集中してしまう。今回の提案方法であれば、保険者からの連絡がなければ自己負担上限額を変える必要がなくなり、更新時期を分散させることができるため、行政の負担を減らすことができる。 健康保険の高額療養費の適用区分に応じて負担上限月額を認定するという手法は、他の公費医療にも適用可能と思われ、厚生労働行政関連の事務改善が期待される。	厚生労働省	栃木県、長野県、福岡県、宮崎県、沖縄県	○マイナンバーで各医療保険者からタイムリーに適用区分の情報が得られれば、それに基づく所得上限の新たな設定に賛同する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>労働基準法は、週40時間・1日8時間を上限とする労働時間を基本と定め、例外的に、特定の要件と手続きの下で労働時間の弾力化を認めている。</p> <p>地方公務員の勤務時間制度は、労働基準法の規定を原則として適用することとしつつ、公務特有の要請に応えるため、国家公務員の勤務時間制度との権衡を考慮しながら、必要な限りにおいて労働基準法の適用を除外する法制を採用している。</p> <p>①民間のフレックスタイム制については、始業及び終業時刻の決定を労働者が行う制度であって、公務特有の要請に応えることができないこと、②1年単位の変形労働時間制については、他律的な要因による影響を大きく受ける公務一般において、相当長期(※)における業務の繁閑を見通してすべての勤務日及び勤務時間を確定することは、困難であると考えられることなどから、それぞれの適用を除外している。</p> <p>※ 公務における勤務時間の変形期間については、国家公務員の行う「公務におけるフレックスタイム制」は4週間以内、地方公務員に適用される「1箇月の変形労働時間制」は1箇月以内を限度としている。地方公務員における働き方改革の実現に際しては、本来的な労働時間制をできる限り保障することを基本として、業務そのものの縮減・効率化など、任命権者による措置と相まって進めることが重要であると考えている。</p> <p>以上から、地方公務員における変形労働時間制のあり方については、現行の適用関係(1箇月単位の変形労働時間制及び公務におけるフレックスタイム制のみ適用)が適当と考えている。</p>	<p>市では、一定の時期に集中して処理しなければならない業務が多く存在しており、“業務の断捨離”やデジタル技術の活用等による業務の効率化を進めることはもとより、併せて、月を跨いだ勤務時間の調整を行うことができれば、超過勤務が一層に縮減することは想像に難くない。</p> <p>地方公務員の勤務時間等については、労働基準法に違反しないことを前提に、国家公務員の勤務時間等に関する制度との権衡にも考慮を払うなかで、『条例で定める』こととされている。そうであるなら、地方公共団体が、自らの判断と責任において、条例で定めることにより、国家公務員のフレックスタイム制の仕組みを基礎としつつ、これを更に進めて、複数の月(例えば、3か月)を単位とする“公務におけるフレックスタイム制”を実施できるよう、労働基準法の適用につき措置を行うことは、正に地方分権の趣旨に適合すると考えられる。</p> <p>そこで、具体的な措置として、国家公務員のフレックスタイム制の仕組み[「職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がない範囲内において、当該職員の勤務時間を割り振る」仕組み]を基礎として、条例で定めることにより、企業職員及び単純労働職員以外の地方公務員にも、1年単位の変形労働時間制を適用できるようにすること、を求めるものである。また、回答欄(各府省)記載の指摘については、「労働基準法第32条の4第1項第4号及び第5号並びに第2項から第4項までの規定については、適用しない」とすれば、災害時など、公務の運営に著しい支障が生じる場合には、勤務時間の割振りを変更することも可能となり、“公務特有の要請”にも応えることができると考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、時間外勤務の縮減や効率的な働き方が期待される一方で、市民サービスへの影響を懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>
<p>健康保険制度では、標準報酬月額を基に所得区分を決定しているところ。健康保険における報酬とは、労働者が労働の対償として経常的かつ実質的に受けるものとされており、指定難病の医療費助成の自己負担限度額の決定に考慮すべき「家計の負担能力」の指標として適切ではないため、御提案の確認方法は公費負担医療の考え方にはなじまないと考えている。</p> <p>なお、都道府県等において高額療養費の所得区分を確認して指定難病の医療受給者証に当該区分を記載する事務については、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係省庁と連携して検討していくこととしている。</p>	<p>第1次回答のお書き以下のとおり検討していただき、都道府県等の事務について、負担軽減を図っていただきたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
243	香川県、高知県	道路法第77条第1項に基づく道路に関する調査の運用改善	道路法第77条第1項に基づき実施する「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、都道府県が行う調査の作成等(市町村及び地方道路公社等が管理する道路に係る調査の取りまとめを含む。)の事務の負担軽減に資するよう、これらの調査の一括による実施又は各調査提出様式の統合若しくは重複している事項の回答の省略を可能とすること等、調査事務の運用改善を図る措置を求める。	<p>【現状の概要】 都道府県は、道路法第77条第1項に基づき、「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、国土交通大臣からの依頼を受けて調査の作成・提出を行っている。調査の作成に当たっては、都道府県が自ら管理する道路だけでなく、区域内の市町村(政令指定都市を除く。以下同じ。)及び地方道路公社等が管理する道路についても併せて取りまとめた上で、国土交通省へ提出する必要がある。これら調査については、令和元年度は以下の通り実施されたところである。 (道路施設現況調査) 調査対象とする時点:令和元年3月31日 / 実施期間:令和元年9月18日から令和2年2月28日 (道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査) 調査対象とする時点:令和2年3月末 / 実施期間:令和2年3月2日から令和2年5月29日</p> <p>【支障事例】 現状、調査ごとに都道府県において調査の作成等を行う必要があるが、特に市町村等からの取りまとめに当たっては、県に対して提出されたデータの確認を行い、全ての市町村の回答が出揃ってから、県独自の回答データと統合し、国土交通省へ提出する必要がある。これらは単純な事務作業であるが、県単体の分の調査の入力と市町村分の取りまとめを合わせると、約1～2週間程度の処理日数を要しており、調査ごとに負担が生じている。 また、それぞれの調査について、一部の調査項目の内容が重複しており、一方の調査で報告すれば足りるものについて、重ねて報告を求められている(例:後者の調査項目のうち、「路線」、「行政区域」、「区間距離」、「一般道・自専道区分」等)。これらの項目について、当県の場合、対象となる路線が、県道について約200路線入力が必要であり、市町村道等についても提出された約17,000路線の確認を行う必要がある。加えて、それぞれで入力する内容は一緒であっても、一方は道路管理者の名称で、他方ではその団体コードで回答する必要がある等、単純な転記等で処理しづらい重複事項もあり、作業が複雑になっている。なお、都道府県に対し調査の提出を行う市町村においても、類似の事務負担が生じているものと推察される。</p>	国土交通省	福島県、茨城県、新座市、千葉県、神奈川県、山北町、愛知県、大阪府、兵庫県、松江市、福岡県、熊本市	<p>○他県の事例でも挙げられているが、調査項目が多く中には内容が重複しているものもある。例えば「高速道路・直轄国道をまたぐ地方管理の跨道橋で耐震性能3を満たさない跨道橋」という調査項目とは別に「道路橋下状況」と「耐震補強の状況」という項目があり、後者を入力していれば前者を入力する必要はないと思われる。作業効率化の為に調査項目は必要最小限にして頂きたい。なお、左記の調査に関連して、橋梁等の重要構造物は「点検データ等登録システム」から入力する方式を採られているが、システムが重い一つ一つの操作に時間がかかるため、直接システムに入力するのではなくシステムから出力したファイルを編集し、入力できるようなシステムを構築することも併せて検討頂きたい。また、舗装の調査様式の取りまとめを行うと当県では17万行近くに達してしまい、作業負荷が大きいため、取りまとめ作業に約1～2週間程度の処理日数を要するため、重要構造物だけではなく、舗装についても各自治体毎にcsvファイルを「点検データ等登録システム」に登録できるようにして頂きたい。</p> <p>○「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」について、調査ごとに当県において調査の作成等を行う必要があるが、特に市町村等からの取りまとめに当たっては、県に対して提出される市町村分の膨大な量のデータ確認を行い、全ての市町村の回答が出揃ってから、県独自の回答データと統合し、国土交通省へ提出する必要がある。これらは単純な事務作業であるが、県単体の分の調査の入力と市町村分の提出データ確認・取りまとめを合わせると、2週間以上の処理日数を要しており、調査ごとに負担が生じている。それぞれの調査について、一部の調査項目の内容が重複しており、一方の調査で報告すれば足りるものについて、重ねて報告を求められている。重複する調査内容を整合させる作業は、複雑であり、事務負担が大きい。</p> <p>○調査の作成については、毎年大きな変更があるわけではなく路線の追加が主な事務であるため事務負担はそれほど大きくないが、「道路の維持または修繕の実施状況に関する調査」におけるアップロード作業の実施時期が、年度末から年度初めの繁忙期にかかるために実施時期を前に長く設定されれば通常業務に支障なく作業を行うことが出来る。</p>	
244	神戸市	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ	日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。	日本赤十字社の活動を支えるため、自治体が日本赤十字社の都道府県支部からの委嘱を受け、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動(活動資金の募集、救護資機材の管理)を実施するため、集めた活動資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。(厚生事務次官通知(昭和27年)と厚労省社会・援護局長名の協力依頼(毎年2月)に基づき行われている)これらの活動資金及び交付金に関する業務について、法律上の位置づけがなく、自治体ごとに公金外現金として取り扱い、それに携わる人件費等についても自治体が負担している状況である。公金外現金の取り扱いについては、公金に準ずるものとして各自治体で要綱を作成の上、厳格に取り扱ってはいるが、現金事故が発生した場合、本来的には自治体には責任はなく、その責任の所在が不明確な状態となっている。	現在、自治体職員が公金外現金として取り扱っている状態が改善される。公金と同様に会計管理者の出納及び保管が可能となる。現金事故が発生した場合に責任の所在が明確となり、地方自治法の規定に応じた対応が可能となる。	総務省、厚生労働省	八戸市、入間市、横浜市、川崎市、座間市、加賀市、半田市、京都市、宮崎市	○日赤に関する業務については、社会福祉協議会が実務を担っている事例もあることや、自治体業務として規定する場合の責任の所在については、現金取り扱い業務にとどまるものではないことなどを整理した次の段階において、自治体の業務としての位置づけを検討することが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>重複については、令和2年度調査から「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」において、2つの調査で重複した調査項目については、一方の調査で得られたデータを他方にも引用し、再度の調査を行わないこととする。</p> <p>システム構築については、点検記録様式から各項目が自動入力されるよう調査の見直しを行ったところである。また、舗装については、運用の改善も含めて今後検討していく。</p> <p>「道路の維持または修繕の実施状況に関する調査」におけるデータアップロード作業については、次回作業依頼時から今回調査よりも早期の依頼を実施するよう検討していく。</p>	<p>「道路施設現況調査」及び「道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査」の重複した調査項目の省略について、事務作業の省力化を図る方向性をお示しいただき、ありがとうございます。</p> <p>令和2年度の調査の実施に当たっては、本提案に基づき、都道府県において生じている支障の解消が図られるよう、内閣府とも相談しながら運用改善をしていただくようお願いいたします。</p> <p>また、「調査の一括実施」又は「調書提出様式の統合」について実施していただければより地方公共団体等の事務負担の軽減に資すると考えますので、こちらについても対応が困難な特段の事情等がないのであれば、ご検討をお願いいたします。</p>		
<p>日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区分區」の実態を把握した上で対応について検討したい。</p>	<p>自治体は、日本赤十字社法施行時の厚生省からの通知と、毎年の社会・援護局長名での協力依頼によって業務を行っており、この協力依頼に応じた自治体は法的な位置づけのない現金を取り扱わざるを得ない。</p> <p>現金取り扱いの問題という性質上、会計の適正化は早急に望まれることから、早期に必要な措置をとっていただきたい。</p> <p>現金の取り扱いは、既存の法令に規定することで法的な位置づけを得られると考える。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現を求めるものであるが、地方自治体における取扱いが統一されるとの意見がある一方で、自治体及び自治会等の事務負担の増加や、口座手数料の問題を指摘する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
245	神戸市	情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱い	情報公開等に係る処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決をする場合、審査請求人の氏名等が知られない形で被処分者に対する裁決書の謄本の送付が可能である旨明確化する。	情報公開・個人情報に関する処分の対象となる「情報」は、一般的な行政処分とは異なり、一旦、情報に記録されている者の意に沿わない形で公表されてしまうと、その損害回復が非常に困難なものとなる。 また、一般的に情報公開については、何人に対しても情報公開請求権を保障している一方で、公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対して公開についての意見を聴いた上で、公開・非公開の決定がなされている。しかし、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分庁が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者(公開請求者)以外からの審査請求に対し認容裁決をする場合には被処分者となる公開請求者に対しても、裁決書の謄本を送付しなければならない。 審査請求が第三者に自らの情報が記録されていること自体知られることを望まないという趣旨であったとき、裁決により情報公開がなされなかった場合にも、審査請求人の氏名・名称が必要的記載事項とされる裁決書の謄本が公開請求者に送付されることにより、結果的に審査請求人の情報が公開請求の対象となった情報に記録されていることを知られてしまうこととなり、そもそもの審査請求の趣旨が損なわれてしまう。 行政不服審査法においては、このような審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で匿名性を要するケースについて対応が明らかでないため、その明確化を求める。	情報公開等に係る処分に関する審査請求において、審理関係人間の匿名性を確保することができ、審査請求人や公開請求者の権利保護が図られる。	総務省	盛岡市、須賀川市、福井市、浜松市、西尾市、北名古屋市、京都市、長岡京市、枚方市、防府市	○当市においても、情報公開請求に対する処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決を行った事例があり、公開請求者と審査請求人との匿名性を考慮するため、公開請求者に送付した裁決書中の氏名、住所については、○○○として対応した事例がありました。行政不服審査法において、審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で、匿名性を要するケースの対応が明らかでないので明確化を求めます。 ○これまで支障事例はないが、提案団体が示す事例が発生すれば、支障となると考える。 ○第三者が審査請求を行うことにより、当該第三者の関与が開示請求者に必ず知られてしまうという構造上の問題があると考えられるため、改めるべき。
247	神戸市 【重点33】	不動産移転登記等に係る登録免許税の算定の際、電子での評価額情報を利用	不動産移転登記等に係る登録免許税を算定する際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子での評価額情報を利用して、法務局が算定すること。	不動産の移転登記等を行う際に申請者が登録免許税を算定して申告し、法務局が記載内容を確認する必要があるが、申請者は市町村が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書により算定することとなっている。 これにより当市においては不動産移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約5万6千件あり、市町村においては窓口対応に多大な労力がかかっていると、住民にとっても市町村窓口へ来所する手間が生じている。 なお、固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第422条の3の規定により法務局へ通知することとなり、法務局でその情報を確認することが可能。	登録免許税においては、法務局が電子による評価情報を確認して税額算定をすることで、不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、住民にとっては証明書の発行の手間の削減につながる。また、市町村にとっては窓口来所者の削減による行政の効率化が図られる。	法務省	八戸市、滝沢市、仙台市、ひたちなか市、高崎市、千葉市、八王子市、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、京都市、兵庫県、広島市、熊本市、宮崎市	○当市でも、申請者(多くは登記事務を代行する司法書士)が提案団体と同様の証明(登記申請用評価証明書)を申請している。 発行件数は年間約1,700件であるが、地方税法第422条の3の規定により本来は法務局で通知内容を確認し登録免許税の算定が可能のため、市の窓口及び申請者の負担となっている。 ○当市では法務局への固定資産評価額通知は、年に1度、当初賦課が確定したのちに行っており(修正された評価額については評価が確定した都度)、所有権移転のみの場合には通知を行っていませんが、分合筆、地目変更の際には法務局登記官からの依頼により価格通知書を別途発行しています。法務局と市町村の情報連携が一層進められることで、今後、分合筆、地目変更等の場合についてもデータで評価が通知できるようになれば事務の効率化が図れると考えます。 ○当市においては平成31年度固定資産税関係証明の発行件数が合計で15,777件であったが、このうちの多くが不動産の移転登記の際の法務局への提出を目的とした固定資産税評価証明書を発行するものであり、市においては窓口・郵送請求対応に多大な労力がかかっていると、住民にとっても窓口来所・郵送請求の手間が生じている。 ○税通等のオンライン化に伴い、市町村と登記所との間で相互のデータの受渡しが可能となるため、評価情報を固定資産課税台帳登録事項証明書の添付に頼ることなく確認できるのであれば事務の効率化が図られるので、市民、行政双方の面からも有効と考える。 ○当市は毎月電子データで評価額通知を法務局に提出しているが、同法務局が管轄している別市はデータでの通知を行っていない。現状、自治体によって法務局との情報連携自体にばらつきがあるため、「法務局が電子による評価情報から税額算定をする」という一律な措置基準を設けることで、自治体による差も解消されたいと考える。 ○固定資産税台帳登録事項証明書の記載事項は、地方税法第422条の3の規定により法務局へ通知しているものの、法務局より不動産登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書の発行を求められており、事務負担となっている。 ○当市においても、相続等に伴う登記のための固定資産課税台帳登録事項証明書発行が多数ある。相続人等の取得権利者及び分合筆による土地の異動等を確認したうえで全筆・全棟分を発行するため、難易度が高い案件が多く、時間を要することが多い。不動産の移転登記等の際の固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となれば、証明書発行業務の負担は減り、他の行政サービスの質の向上が見込まれる。 ○当市においても、不動産登記申請を目的とした固定資産課税証明書の申請者は郵送分も含めて年間(平成30年度)で約1万7千件あり、発行対応に多大な労力がかかっていると、住民にとっても窓口へ来所する手間が生じている。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓口で接触する機会を減らす必要性も高まっている。今後、これを電子化した情報をもとに法務局において登録免許税の算定が可能となれば、これら課題を解消することができ非常に有益である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>裁決書における審査請求人の氏名等の記載について、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)上は明文の規定はないが、裁決は審査請求人を名宛人としてされるものであり、裁決書には、審査請求人の氏名は当然に記載しなければならないと解されている。</p> <p>ただし、審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等の個人情報を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合には、運用上、審査庁の判断によって、処分の相手方が審査請求人の氏名等の個人情報を知ることができないように裁決書の謄本を作成し、送付することもあり得ると考えられる。</p> <p>以上の内容を行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル等に記載することにより明確化する方向で検討したい。</p>	<p>審査請求人や公開請求者の権利保護を図るため、例を示すなど、対応に苦慮することのないよう事務取扱マニュアル等により明確化していただきたい。</p> <p>また、行審法附則第6条において、法律施行5年経過後に法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるとされていることから、その際には、これらの課題についても検討いただき、法的効力を持たないマニュアルに基づく対応のみでなく、法改正による方法も視野に入れ、検討いただきたい。</p>		
<p>不動産登記における登録免許税については、登録免許税法において登記を受ける者に納付の義務が課されており(同法第3条)、登記の申請の時までに納付をしなければ申請が却下されることとなり得るものであり(不動産登記法第25条第12号)、登記官は、登記をするときに登録免許税の額の納付の事実を確認しなければならないとされている(登録免許税法第25条)。</p> <p>また、登記における登録免許税については、租税特別措置法等の規定による軽減措置の適用を受けようとする場合には、登記の申請時に必要な書類を提供し軽減を受けることとされている。</p> <p>このように、登記等を受けようとする者が納付すべき登録免許税額を算出し、登記の申請をし、登記官も適正な税額を確認して登記を執行するという制度とされており、登記機関である登記官のみが登録免許税額を個別に算定するという仕組みとする場合には、登録免許税の納付方法の在り方そのものを見直す必要があるため、税制の改正の検討が必要であり、対応は困難である。</p> <p>もっとも、登録免許税額の算定に必要な課税台帳価格については、市町村から毎年通知をしている固定資産税納税明細書等でも把握が可能であり、当該書面を活用し、固定資産評価証明書の取得及び提出の慣行をなくし、申請人及び市町村の負担を軽減するといった観点から、令和2年7月17日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」において対応方針が示されたとおり、現在、事業環境改善のための関係府省連絡会議等の会議体において、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進、登記手続等における固定資産税納税明細書の活用などの方策を検討することとされており、これに従って、引き続き関係府省と検討を進めてまいりたい。</p>	<p>申請人及び市町村の負担を軽減するといった観点から、固定資産評価証明書の取得及び提出の慣行をなくす検討を進めていただければ、大変ありがたい。</p> <p>まずは、各地方方法務局のホームページや、電話・窓口の問い合わせに対して、市町村での証明取得ではなく、固定資産税課税明細書等に記載されている評価額から登録免許税を計算するような案内を徹底していただきたい。例えば、補足資料は法務局ホームページに掲載されているものだが、「2 売買を原因とする所有権の移転の登記の場合 (1)課税標準 市区町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。市区町村役場で証明書を発行しています。」とある。このような表現を改めていただきたい。</p> <p>また、市町村から登記所への評価額通知のオンライン提供の拡大推進と併せ、評価額情報がオンラインやUSB提供による電子データで通知された場合には、固定資産評価証明書や課税明細書の写し等の添付を求める一切の慣行をなくし、評価額情報は登記所へ通知された電子データによって確認することとしていただきたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
248	神戸市	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧可能化及び掲載項目の制限	土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧をできるようにすること。また、インターネットによる縦覧が可能となった場合は、現状よりも二次利用の恐れが高まるため、併せて掲載項目の制限を求める。	納税者が縦覧するためには、定められた期間内(通常4月中)に縦覧会場に赴かなければならず、納税者にとって不便な制度となっている。また、現行の縦覧制度では、所在地番や家屋番号まで表示することとなっているため、インターネットでの縦覧が可能になると、容易に所有者及び評価情報が特定され得るため、本来の趣旨にとどまらず、商業目的等、二次利用される危険性がある。 【縦覧制度】 納税者が所有する資産にかかる評価額が適正かどうか、行政区内の他の所有者の資産と比較できる制度。 土地:所在地番、地目、地積、価格 家屋:所在地番、家屋番号、構造、種類、床面積、価格が記された帳簿を閲覧する。	インターネットによる縦覧が可能となることで、納税者が縦覧会場に赴くことなく縦覧することができ、納税者の利便性の向上や「3密」の回避につながる。また、掲載項目(所在地番、家屋番号)の制限により、所有者の特定が困難になり、二次利用の抑制やプライバシーの観点からも改善が見込まれる。	総務省	八王子市、上田市、兵庫県、熊本市	○当市においても、窓口における縦覧者は年間(令和2年度)で20件程度あり、住民にとっても窓口へ来所する手間が生じている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口で住民と接触する機会を減らす必要性も高まっている。今後、インターネットでの閲覧が可能となれば、このような住民への負担を解消することができる。
249	神戸市	国民年金関係の申請・届出のインターネット手続き化	事業主が年金事務所にに対し、第2号被保険者や第3号被保険者の電子申請ができることと同様に、法定受託事務とされている国民年金関係の申請・届出を、市町村の窓口及び郵送による手続きと併用して、インターネットでもできるようにする。	加入者にとって、国民年金事務は「手続き内容(加入・免除・納付)」や「加入種別(第1号、第3号)」によって、手続先が市町村と年金事務所に分かれるなど、極めて分かりづらい状況。市町村が担当する第1号被保険者は、国民年金関係の申請・届出のたびに市町村窓口に来所する必要があり、負担となっている。市町村にとっても事務負担が生じており、市民・窓口ともに負担軽減を図る必要がある。	第1号被保険者関係業務についても、第3号被保険者と同様インターネットで手続きできるようにすることで、市民の利便性向上を図るとともに、市役所窓口の混雑緩和にも資する。	厚生労働省	新座市、川崎市、福井市、上田市、佐久市、高山市、豊橋市、豊田市、京都市、加古川市、松山市、柳川市、吉崎市、熊本市、竹田市、宮崎市	○当市においても、第1号被保険者関係業務についても、第3号被保険者と同様にインターネットで手続きできるようにすることで、市民の利便性向上を図るとともに、市役所窓口の混雑緩和にも資することができる。 ○当市では、市役所以外に市内8か所の窓口センターでも国民年金事務(法定受託事務の一部)を取り扱っているが、第1号被保険者がいずれかの窓口に出向き手続きする必要があることにより変わりなく、市民及び窓口担当職員の負担となっている。年金事務所では「国民年金被保険者関係届書(申請書)」による届出(申出)事項は郵送でも取り扱っていると聞いている。郵送での手続きが可能なら届出・申出を、インターネットでの手続きを可能とすることで市民の利便性向上、市役所・窓口センターでの混雑緩和につながる。○市町村が担当する第1号被保険者は、国民年金関係(加入等)の手続きをするために市町村の窓口とその都度来庁しなければならない。これらの手続きをインターネットでの申請を可能にすることで、第1号被保険者の利便性が向上すると考えられる。
250	三田市	要保護児童生徒援助費補助金の対象経費の算定に係る判断手法の明確化	・要保護児童生徒援助費補助金(文部科学省)の対象経費の算定に係る判断手法の明確化 ・本補助金の対象経費の算定に係る判断手法の明確化 ・本補助金の対象経費のうち、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準にかかる判断手法を明確にすること。	【現行制度の概要】 ・本補助金は、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒(要保護児童生徒)の保護者に対して必要な援助(就学援助)を与えた場合、費用の一部を補助するものである。「現に生活保護を受けている世帯(被保護世帯)」の他、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を対象とすることができる。 【支障事例】 ・昨今、子どもの貧困問題や生活困窮者自立支援への対応について社会的ニーズが高まっている。国庫補助金を活用して、より一層積極的な支援を行っていきたく考え、「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」にかかる適用条件について、文部科学省に見解を求めたところ、以下の内容でご教示いただいた。対象となる世帯は、「不動産を所有している者については、不動産等の資産を処分したとしても生活保護の基準を満たしている者」、もしくは「不動産等の資産を所有していない者であることの確認ができていない者」である必要がある。実際に、この基準に基づき判断するにあたり、不動産を所有していないことや、処分したとする場合の判断手法等について、疑義が生じる点もあるため、具体的に示していただきたい。 経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者への支援を行うことで、子どもの教育環境を保障する当該補助事業の趣旨を鑑みると、判断手法等についても、保護者へ過度な負担を求めることなく、また事務の簡便さも一定必要であると考ええる。	・昨今、子どもの貧困対策が求められているが、市の財政的な問題から、就学援助の支給拡充が困難な状況にある。基準にかかる判断手法が明確になり、基準に該当する者に対する就学援助に係る費用の一部について、本補助金として交付を受けることができれば、この分を就学援助の支給拡充に充てることが可能となる。	文部科学省、厚生労働省	福島県、八王子市、相模原市、新潟市、春日井市、新城市、福知山市、徳島県、久留米市、熊本市	○当市における要保護児童生徒援助費補助金の申請にあたっては、「現に生活保護を受けている世帯」のみの申請を行っているところである。「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の基準が曖昧なため、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒に対して必要な援助(就学援助)を与えたとしても、その全ての対象者の資産状況等を調査する(提出を求める)ことは困難である。 ○過日、当市から京都府に当該対象者について問い合わせたところ、次のとおり回答を得た。 「文科省においても明確な定義はしていないが、想定しているのは以下の2点である。 ア 生活保護を一時停止している世帯 イ 自治体として生活保護受給を打診しているが、何らかの事情で拒否するなどして申請をしていない世帯 これら以外にも該当しそうな事例があれば、その際に個別に相談いただきたい。」 よって、当市は不動産の有無等を判断材料としておらず、文科省が三田市へ回答した内容と齟齬が生じている。 対象者を明確にし、全国的に統一した見解を示すことを求める。 ○「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の判断が難しく、現時点該当世帯はないが、準要保護認定者として判定している可能性がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項のうち私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されているが、縦覧制度が地方税法上に位置づけられていることにより、守秘義務に抵触しないものとされている。</p> <p>そもそも縦覧制度の趣旨は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるようにし、評価額の適正さを確認できるようにする点にある。ご提案では、所在、地番及び家屋番号を掲載しない上での縦覧ということであるが、同一市町村内であっても所在が評価額に影響すること、また、納税者が、縦覧を求め資産を所在で特定できなくなることから、それらを除いた情報では自己の資産と他の資産とを適切に比較することができないこととなり、縦覧制度の趣旨を失わせるものであるから、受け入れることはできない。</p>	<p>地番や家屋番号を記載した縦覧台帳を、インターネットによる縦覧に供した場合にクリアしなければならぬ課題がどういったところにあり、それを克服するにはどのようにすべきか、という観点からインターネットによる縦覧を可能にする方法をまずは検討していただきたい。</p> <p>なお、家屋については、その所在は評価額に影響しないことから、縦覧制度の趣旨を失わせることなく、従来の掲載項目を制限する方法についても検討していただきたい。</p>	<p>【八王子市】 「行政のデジタル化」に向けた取組として、新型コロナウイルス感染症対策による非接触対応を促進する観点からも、縦覧制度の本来の趣旨を踏まえつつ、開示項目の制限しない形式によるインターネットによる縦覧可視化を検討していただきたい。</p> <p>なお、縦覧する者の管理については、申請に基づきID・パスワードを発行するなどの方法が考えられる。</p>	<p>【全国知事会】 納税者は自己の所有する土地家屋が所在する区内の縦覧帳簿しか縦覧できないため、その点を含めた本人確認がインターネットによる縦覧では困難との意見があることを踏まえ、慎重に検討するべきである。</p>
<p>国民年金事務のうち第1号被保険者関係者業務については、住民にとって身近な窓口である市区町村において、現在、法定受託事務として実施いただいているものである。ご提案については、市区町村に対する手続きにかかるものか、日本年金機構にかかるものかが明確ではないが、年金業務においては従前より、手続きの電子化を進めているところであり、ご提案のような内容も含め、お客様の利便性向上の観点から、今後の政府全体の行政手続のデジタル化の取組やニーズ、年金制度改正等の他のシステム改修との優先関係を踏まえながら、関係機関と調整・連携し、国民年金業務においてどのような手続きの電子化ができるかを引き続き検討してまいりたい。</p>	<p>本提案は、「市区町村に対する国民年金の手続きにかかるもの」についてである。インターネットでの手続きが可能となった場合は、市町村を経由することなく、その申請先は「日本年金機構」となると考えられる。</p> <p>ご回答にあるとおり、年金業務においては、手続きの電子化が進められているが、その対象となっているのは、事業所等が日本年金機構へ行う第2号・第3号被保険者にかかる手続きが主なもので、現在のところ市町村が窓口となっている第1号被保険者からの届出等についての電子申請の検討がされているというような具体的な情報は自治体には提供されていないので、検討の場や検討スケジュールを具体的にお示しいただきたい。</p> <p>また、行政手続のデジタル化は骨太の方針にも記載があり、今後、全国的に様々な手続きのデジタル化が広がると考えられる。本市においても、現在、国民健康保険の手続きの電子化を検討している。住民の利便性の向上を目的としながら、健康保険の手続きのみインターネットでの手続きができて、年金手続きはできないということがないよう、国民年金についても保険者である国が、早急にインターネットでの手続きの実施を検討していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、行政手続きのデジタル化が推進され、利用者(市民)の利便性向上や行政の効率化が図られるとの意見がある一方で、書類の誤記載等による書類の返戻の増加等、市民・窓口の負担増を懸念する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>
<p>要保護児童生徒援助費補助金交付要綱では補助対象事業を「市町村が、当該市町村に住所を有する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるものに対して、・・・支給する事業・・・。」と定めている。</p> <p>「生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者であるもの」(「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」を含む)の判断手法は、生活保護法第19条に基づき、保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断手法と同様である。</p>	<p>「現に生活保護を受給していないが保護を必要とする状態にある世帯」の判断手法は、生活保護法第19条に基づき、保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断基準と同様であるとのことですが、他自治体への回答の事例として、想定している対象者は「生活保護を一時停止している世帯」「自治体として生活保護受給を打診しているが、何らかの事情で拒否するなどして申請をしていない世帯」という内容もあり、判断に苦しんでいる。</p> <p>具体的に、認定の際に、どのような手法や基準を用いるか、明確にし、各自治体での判断基準に差が生じることのないよう、要保護児童生徒援助費補助金交付要綱等により明確に周知願いたい。</p> <p>また、「保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断手法と同様である」のであれば、生活保護の実施機関と同様の調査権限が就学援助の実施機関にもあることを明確にいただきたい。同様の調査権限があることを明確にできないのであれば、保護の実施機関と同様の判断手法で判断することは困難であることから、同様の調査権限がなくとも判断できる基準、手法を具体的に示していただく必要があると考える。</p>	<p>【八王子市】 現に生活保護を受給していない者を要保護児童生徒費補助金の対象にするためには、生活保護法における保護の実施期間が要否判定する際の判断基準と同様の基準で、保護を必要とする状態にあるかを判定する必要があるとのことであるが、生活保護における判断基準と同様の基準で判定するためには、生活保護の開始時と同様に、資産の状況についての調査が必要になるものとする。</p> <p>そこで、以下の事項について、その適否をお示しいただきたい。</p> <p>また、いずれも不適の場合は、調査の手法について、具体的に教示いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生活保護法第28条に基づく報告と同様に、対象者に通帳や保険証券等の資産に関する資料の提出を求めること 生活保護法第29条に基づく調査と同様に、銀行、信託会社等に対して照会し、報告を求めること 上記1・2の報告、調査を、保護の実施機関以外の機関等が行うこと 保護の申請がない者について、上記1・2の報告、調査を、保護の実施機関が行うこと <p>【福知山市】 「保護の実施機関が保護の要否を決定する際の判断手法と同様」とありますが、京都府を通して貴省庁から回答があったとおり、一時的に保護の基準を超過した世帯である保護世帯についても、経済的に不安定で支援が必要な世帯として補助金対象に含むという解釈でよいのか。</p>	<p>【全国市長会】 提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
251	由布市	児童手当等における認定、支給及び支払い方法の適及	児童手当や特例給付(以下、児童手当等)において、認定請求の時期にかかわらず、事実発生日の翌月から支給対象とするなど、不支給期間が発生しないよう適及方法について見直しを求める。	児童手当等は、児童手当法第8条第2項の定めにより、認定の請求をした日の属する月の翌月から支給されている。市町村の開庁時間外に出生届を提出された際に十分な制度周知がなされず、認定請求が遅れたことにより、不支給期間が発生した。 ＜事例2＞ 公務員の児童手当等は、児童手当法第17条の定めにより、各所属長の認定を受けることとなっている。公務員になり一般受給資格者としての受給事由が消滅したとき、又は、公務員でなくなり一般受給資格者として、認定請求する時には手続きを要するが、住所地の市町村長に対する手続きを失念する事例が後を絶たない。市町村においても出生・死亡・転居の場合と異なり、手続きの周知・説明が困難な場合が多い。	不支給期間が発生しなくなることで苦情トラブルの抑制に繋がるとともに、児童手当の本来の目的である家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することにも合致する。	内閣府	旭川市、釜石市、滝沢市、仙台市、ひたちなか市、大田原市、川崎市、座間市、加賀市、福井市、豊橋市、豊田市、西尾市、犬山市、茨木市、神戸市、徳島市、高知県、久留米市、大村市、熊本市、大分市、竹田市	<p>○申請漏れにより、子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となるケースがあった。事実発生日の翌月からの支給とすることで、申請漏れにより、今回のような経済支援を受けられなくなってしまう世帯は少なくなるものと考えられる。</p> <p>○父が受給者で単身赴任している場合、別居監護申立書により、他市町村に住居登録している母子について監護している事実を確認し、児童手当を支給するケースがある。新たに子が出生し、母と同一住所地に住民登録を選択し、その市町村から十分な説明等がなされなかった場合、支給担当市町村では申し出がない限り出生確認ができないことから手続きの案内もできない。受給者による認定請求手続きの遅れが、受給可能額の減額につながることから、苦情トラブルとなる可能性がある。</p> <p>○当市においても開庁時間外に出生届を提出した場合や、支所で転入手続きをした場合で、児童手当の認定請求が遅れ、不支給期間が発生した事例がある。</p> <p>○支障事例:提案されている自治体と同様の支障事例は存在する。</p> <p>○公務員から一般受給者となったが、認定請求を失念し、1～2年後に申請を行い、「当時の所属庁から案内がなかった。子どもの手当なのはどうして適及認定されないのか」等のトラブル事例が散見する。</p> <p>○養育する子に係る児童手当を受給するのは当然であり、手続きが遅れたことにより受給権が消滅することは、子の利益を逸するものであることから、一定の期間の設定は必要だが適及を認めるべきと考えられる。</p> <p>○親子健康手帳の交付時、出生届時等、様々な機会をとらえて制度の周知を行っているが、当市においても事例1と同様の事例が発生している。また、公務員についても、年度末に所属長に対して、出向・新規採用時の手続きについて注意喚起する通知をしているが、例年、事例2の事象が発生している。児童手当の趣旨を鑑みて、不支給期間が発生しない仕組みが必要である。</p> <p>○当市においても同様の事例があり、主管課としては、出生等の届出を担当する課と連携しながら対応しているものの、周知が行き届かない場合がある。また、申請者本人の認識が不足していることを理由に不支給期間が発生することも、児童手当の本来目的ともズレが生じているように思われる。事実発生日により、認定が確実なケースもあることから、適及方法を見直すことにより、苦情トラブルの抑制のほか、市民の利便性の向上にも寄与するものと考えられる。</p> <p>○＜事例1＞児童が施設を退所したあと、市役所で申請をしないと児童手当を受給できないことを児童相談所から何も説明がなく、申請が遅れた。＜事例2＞離婚協議中等で受給者切り替えが必要になったため、非監護の受給事由消滅届を提出。その後、夫婦間で連絡がうまく取れず、配偶者の申請が遅れた。</p> <p>○当市においても、市町村の開庁時間外に出生届を提出された際や、里帰り出産等の際に十分な制度周知がなされず、認定請求が遅れたことにより、不支給期間が発生するケースが毎年発生している。また、公務員になった、又は公務員でなくなった事例においても、市町村に認定請求を失念しているケースが多数発生している。以上から、児童手当等における認定、支給及び支払い方法の適及について、制度改正等の検討が要すると考える。</p> <p>○同月内に受給者が転出、再転入する場合、受給者から消滅届の提出等があれば事前に再申請が必要であると案内できるが、この届出がない場合があり、再転入後の申請漏れが生じたケースがある。また、支所で出生届受理に案内漏れする事例により、申請が遅れることがあった。</p> <p>○当市でも同様の事例が発生しており、市民に理解を求める際に苦慮している。市民の不利益にならないよう、不支給期間の発生を防ぐために、認定請求の適及方法見直しを求める。</p> <p>○当市においても同様に、外郭団体への異動、外郭団体からの異動などの際に、手続きの周知・説明が十分にできていない場合が見受けられ、不支給期間が発生するなどしている。</p>
256	熊本市 【重点5】	幼児教育・保育の無償化に係る月割りの取扱いを可能とすること	幼児教育・保育の無償化に伴う認定において、月割りの取扱いを可能とする。	現行では、幼児教育・保育の無償化に係るFAQ4-11において、「施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に適及することはできません」とされ、適及認定はできないと規定されている。また、FAQ7-16においては、「認定区間に空白が生じることにより利用者の不利益につながらないよう、両市町村と在籍園の緊密な連携によりすみやかな認定手続きをお願いします」ともされている。しかし、保護者の申請するタイミングによっては、認定期間に空白が生じることがある。例えば、児童の転園を伴わない転入の場合、申請手続きが転入日より後になり認定期間に空白ができ、保護者が実費で保育料を負担することになるといった事例が多い月で20件程度発生している。そのため、教育保育給付認定のFAQ-419のとおり「当該市町村間で調整が合った場合には、月割りの取扱い」とすることはできないか。	利用者の利便性向上に資する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	滝沢市、郡山市、前橋市、高崎市、館林市、蓮田市、千葉市、柏市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、香芝市、西条市、宮崎県、鹿児島市、指宿市	<p>○同様の事例は月20件程度発生している。新2号を取得している新制度未移行幼稚園の利用者については、預かり保育や認可外保育施設の利用についても把握する必要がある。</p> <p>○転園を伴わない転入の場合は日割り計算により事務が煩雑になっており、月割りの取り扱いを認めていただきたいと考える。</p> <p>○住所変更は転入後14日以内に手続きをすることとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を受けるため、認定開始日を申請日より適及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならぬ。転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。</p> <p>施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向けFAQでは市町村間での調整が合った場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の1日の基準日として月割りでの算定とする取り扱いを可能としていただきたい。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>児童手当の支給は、児童手当法第8条第2項の規定において、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始められることとなっている。</p> <p>同条第3項により、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合においては、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内に請求をすれば、住所を変更した日又はやむを得ない理由により認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から児童手当を支給することとしている。</p> <p>なお、災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合とは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかった事が客観的に見て容認できる場合を想定している。</p> <p>また、「市町村における児童手当関係事務処理について」(平成27年12月18日付け府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知)の別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」を踏まえ、児童手当に係る事務の取扱いにあたっては、受給資格者等の利便の向上等を図る観点から、住民基本台帳担当部門等との連携に努めていただくこととしており、受給資格者が変更となる場合には、当該事実の把握に努め、請求者等に対する周知に努めることとしている。さらに、特に公務員については退職・出向時等に申請漏れ等が発生する可能性が高いことから、毎年度末に事務連絡で注意喚起を行うとともに、周知用の文書例を示しているところ(令和2年3月24日付け事務連絡等)。</p> <p>これにより、市町村及び公務員の所属庁においては、受給者等へ適切に周知を行っていただくものと考えます。</p>	<p>児童手当法第8条第3項において、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合の救済規定が設けられていますが、当該規定を活用してもなお、手当を支給することができない期間が発生することもあり、現に住民との苦情トラブルに繋がっています。受給資格者の利便の向上を図るため、住民基本台帳を有する課との庁内連携を図り、認定の請求漏れがないように努めていますが、住民票異動の前後の自治体との連携は限界があり、認定の請求漏れを完全になくすことは非常に困難です。「子どものための手当」は本来、子どもの健やかな成長を支援するためのものであり、継続的に支給されるべきものであると考えます。例えば、支給開始日を請求月の翌月からでなく住民票異動の確定した日などにすることができれば、支給できない期間が発生することはないと、次代の社会を担う子どものために資するものと考えます。</p>	<p>【福井市】 受給権者の責に帰すべきでない事由がある場合は、遡及して認定することを検討すべきと考える。 (具体的な支障事例) 児童手当受給者である父が単身で県外へ転出。通常であれば転出先自治体で児童手当受給の手続きが行われるが、父は離婚前提別居で転出し「子どもを養育しないので児童手当は不要」と申し出たため、児童手当の手続きはなされなかった。 新たに受給権者となった母は、父からも転出先自治体からも児童手当のことは知らされず、手続きをすることができなかったため、数か月不支給となった。 【神戸市】 受給者等への制度・届出等の周知を行うことはもちろんであるが、それでもなお、現行制度では、児童を監護している事実があるにも関わらず、不支給期間が発生してしまう。 例えば、当市でも会計年度任用職員の雇用を行っているが、継続して12か月を超えて勤務した場合は共済組合への加入することができ、公務員として児童手当を受給できることとなるが、そのことについて周知はしているものの漏れが発生する可能性は今後考えられる。そのため、請求日ではなく事由発生日に遡及して支給できることになれば、より児童手当の趣旨に寄与できると考える。</p>	
<p>住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わりがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。</p> <p>幼児教育・保育の無償化は昨年10月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に係る市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。</p> <p>ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発出して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。</p> <p>本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。</p>	<p>転出入の際の認定の空白を生じさせないための事務の留意事項について、どの様にお考えなのか具体的に示し頂き、通知の発出も早急をお願いしたい。</p> <p>住民票部局との連携については、各自治体の意見も踏まえながら早急にご検討いただき、通知の発出をお願いしたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
257	熊本市	幼保連携型認定こども園が行う施設整備事業に対する交付金の一本化等	幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化による協議の統一及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。	交付金が一本に統一されることで事務負担が大幅に軽減され、行政の効率化に資する。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、旭川市、八戸市、盛岡市、滝沢市、宮城県、郡山市、いわき市、須賀川市、栃木県、前橋市、高崎市、千葉県、八王子市、神奈川県、川崎市、新潟市、長野県、浜松市、豊橋市、犬山市、稲沢市、京都	<p>○当市の特定・教育保育施設97施設のうち68施設が認定こども園であり、近年はほとんどの施設整備で事業費の複雑な按分計算や各種書類の二重作成が必要となっている。これらの事務負担は、市から国(県)への申請事務に加え、事業者から市への申請事務においても同様であることから、一本化による負担軽減効果は大きい。</p> <p>○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。</p> <p>○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。</p> <p>特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。よって、交付金が内閣府等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。</p> <p>○当市における施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなけりならず、手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。</p> <p>○当市においても幼保連携型認定こども園が立地しており、各施設の機能部分において申請を分けることは相当の事務負担が発生することが懸念される。</p> <p>○当市では、事前協議の際は県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。</p> <p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金と厚生労働省と文部科学省に重複した内容の多い申請書類を提出する必要があり、また、それぞれに厚労省分(保育所分)と文科省分(幼稚園分)の事業費を按分し経費を算出することから、事務処理に負担が生じている。</p> <p>○当市においても、幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚労省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚労省と文科省の両方に協議を行う必要がある。1つの事業に対して、2つの業務を行わなければならないため事務負担が大きくなっている。</p> <p>○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。</p> <p>○認定こども園建築の場合、厚労省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。</p> <p>○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して国に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがあるため、事務負担が大きくなっている。</p> <p>2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。</p> <p>○県内の事例でも同様の不便がある。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分の考え方、2カ年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等)は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。</p> <p>○1つの事業に対して、同一の協議を2ヶ所へ行うことは、負担が大きく、交付金の一本化を求める。</p> <p>○ 幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同一の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化に資する。本提案は、新制度開始時より多数の自治体が求めているものであり、早急に改善を図られたい。</p> <p>○認定こども園に係る施設整備交付金の一元化により、自治体、補助事業者双方において、交付申請等に係る事務の省力化、効率化が図られることから制度改正が必要である。</p> <p>○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑</p> <p>○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 <p>等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。</p>	<p>事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方債充当率、本体工事費などの加算について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算積算が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定こども園に対する交付金を一本化していただきたい。</p>	<p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【八王子市】 現在の補助金は、認定こども園を新設する場合には、補助対象経費を幼保で按分した割合により補助金が交付されるものの、既存の認定こども園で教育部分と保育部分の施設整備区分が異なる場合には、按分により一方の補助金額が正しく計上されないケースがあり、制度上の不備を抱えている。このため、適正な補助金額が交付されるように制度の見直しを求める。</p> <p>なお、按分方法についても示されているが、内容が煩雑で分かりづらく、事業者の理解が得難い補助金制度となっている。</p> <p>とりわけ幼保連携型認定こども園については、本来、教育と保育を一体となって実施する施設であるにもかかわらず、補助対象経費を幼保で分断して算出することは、施設の性格を考慮しても妥当な仕組みであるとはいえない。よって、改めて幼保連携型認定こども園の施設整備事業に対する交付金の一本化を求めるものである。</p> <p>【高崎市】 事前募集や内示時期の統一化、協議様式の統一化によって多少の負担軽減は図られたが、統一様式でも2つの協議書類を作成しなければならない、未だ多大な事務負担が残っている。</p> <p>また、交付申請や実績報告様式は統一されておらず、依頼の時期も異なるため、事前協議以上に負担を感じている。</p> <p>厚労省と文科省の双方に協議を行うこと自体が、一連の事務を煩雑にしている根本的な原因であることをご理解いただき、解決に努めていただきたい。</p> <p>【茨木市】 更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。</p> <p>【大阪府】 回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえるが、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。</p> <p>申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。</p>	<p>【全国知事会】 幼保連携認定こども園の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
258	熊本市	児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化	「就学前の障害児の発達支援の無償化」が実施されたことに伴い、無償化対象児童については、障害児通所給付決定における「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定及び受給者証への記載を不要とする。	現行では、事務処理要領(令和元年7月1日)において、「無償化対象児童の場合、無償化後の負担上限月額を記載するのではなく、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、特記事項欄に無償化対象児童であることを記載する」とされている。また令和元年8月29日発出版の無償化に関するFAQNo.211により、無償化対象児童についても多子軽減対象者は記載が必要とされている。しかし、無償化対象児童については、無償化対象期間中に利用者負担が発生しないことが明らかであり、「所得区分に応じた負担上限月額」や「多子軽減」を認定する必要はない。特に、「多子軽減」の認定については、在園証明などを求めることとなり利用者の手間となっている。FAQNo.18では「支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります」とあるが、小学校入学の前年度まで無償化が続き、就学猶予の対象となった児童についても、小学校就学の始期に達するまでの間は無償化の対象となるため、児童発達支援等の支給決定期間中に無償化対象期間が終了するケースは想定されないと思われる。簡素化した場合の各方面への影響については、 ①国保連の業務への影響については、受給者台帳の登録情報に不整合がなければ問題ないと思われるので、負担上限月額の認定時に負担上限月額と所得区分が不整合にならないように登録を行うことで影響は出ないと思われる。 ②障害児通所支援事業者の業務への影響については、「所得区分に応じた負担上限月額」の認定や「多子軽減」の認定の有無にかかわらず、無償化対象児童としての請求をすることになるため、影響は特に生じないと思われる。 ③保護者への影響については、「多子軽減」の認定にあたっては、在園証明等を求めることもあるため、簡素化によりそれが不要になる。特にデメリットは生じないと思われる。 ④自治体業務への影響については、①に記載のとおり、負担上限月額を0円で認定する際には所得区分との整合が取れていなければならないため、その点に気をつける必要があるが、「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務が簡素化されれば、事務負担の軽減は大きいと思われる。	認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利便性が向上する。	厚生労働省	福島県、栃木県、豊橋市、新潟市、上田市、沼津市、京都市、兵庫県、たつの市、防府市、松山市、長崎市	○当市においても、正確な件数は把握していないものの、同様の事例はある。本提案により、認定事務等が簡素化され、事務の効率化に資する。また、利用者の必要書類が削減され、利用者にとっても利便性が向上することが期待できる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「所得区分に応じた負担上限月額」及び「多子軽減」の認定業務の廃止に伴う受給者証の記載方法は、障害福祉サービス事業所における報酬の請求事務に影響を与えることになる。</p> <p>一方で、利用者や自治体の事務負担の軽減は重要であることから、御提案いただいた内容について上記に留意しつつ検討を行ってまいりたい。</p> <p>なお、見直しに当たっては、全国の報酬請求等の事務の混乱を回避する観点から一定の準備期間が必要と考えられ、事業所への周知や、国保連合会における報酬の審査支払に係るシステム改修の必要性を含め、検討を行ってまいりたい。</p>	<p>関係府省ヒアリング(8/5)における所管府省からの説明については、以下のとおり認識しており、これらの点も踏まえて、さらに検討を進めていきたい。</p> <p>「所得区分に応じた負担上限月額」(以下、負担上限月額という)の認定については、「支給決定期間は、支給決定開始から1年となるため、年長から小学校に上がる時期をまたいで負担上限月額の認定期間が設定される場合がある」との説明があったが、少なくとも本市の運用においては、児童発達支援の利用者は、小学校に上がるタイミングで放課後等デイサービス等に切り替わるため、ご懸念のような場面が生じることは想定されない。また、「児童発達支援センターの利用者は、食事提供加算該当の有無を判断するために所得区分の確認が必要になる」との説明については、ご指摘の通りと考えるが、本市の児童発達支援センターの利用者は無償化児童全体の約5%であり、該当者のみ確認することでの簡素化の効果は大きい。</p> <p>「多子軽減」の認定については、認定業務を廃止することにより、利用者へ不利益が生じる場合がある旨の懸念が示されているが、例えば、3兄弟全員が児童発達支援を利用している世帯の場合、2番目の子が無償化対象で多子軽減の申請をしていなかったとしても、3番目の子が多子軽減の申請をすれば、第3子として認定をすることになるため、簡素化による利用者への不利益はない。さらに、無償化対象児童の在園証明等を求めることは不要な個人情報を収集することになり保護者の負担も伴う。また、請求事務に与える影響としても、受給者証に本来の負担上限月額が記載されることで請求ミスが発生している状況である。</p>		